

**丸亀市第3次障がい者基本計画・
第6期障がい福祉計画及び
第2期障がい児福祉計画**



**令和3年3月
丸亀市**

はじめに

丸亀市では、平成27年3月に「丸亀市第2次障がい者基本計画」「第4期障がい福祉計画」を、平成30年3月には「丸亀市第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画」を策定し、令和2年度までの障がい福祉サービスなどの見込み量を定め、「住み慣れた地域で健やかに暮らせるまちをめざして」という本市の基本理念の実現に向けて、障がい者・障がい児福祉施策に取り組んでまいりました。



この間、福祉分野全体におきましてはすべての人が障がいの有無によることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する「地域共生社会」の実現に向けた取組が進められており、平成28年4月には「障害者差別解消法」が施行され、障がいを理由とした差別を禁止するとともに、社会参加を阻む障壁を取り除くための合理的配慮の提供を行うことが定められるなど、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策が求められています。

このような社会情勢を踏まえ、今回「丸亀市第3次障がい者基本計画」「第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画」を策定いたしました。策定にあたりましては前計画の基本理念を踏襲し、既存の分野や課題ごとの取組にとどまるのではなく、複数の分野・事業の連携等による、包括的・重層的な支援につながる体制づくりを進め、相談支援及び障がい児支援の拡充や地域生活への移行の推進、社会参加及び障がい者の雇用・就労の促進など障がい福祉施策を推進してまいります。

すべての人が住み慣れた丸亀市でいつまでも安心して暮らしていけるよう、市民の皆様とともに取り組んでまいりますので、皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画策定にあたり、多大なご尽力をいただきました策定委員の皆様をはじめ、アンケート調査等・ヒアリング調査等を通じて貴重なご意見をいただいた皆様に心から感謝申し上げます。

令和3年3月

丸亀市長 梶 正 浩

目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 法令等改正の動き	2
3 計画の位置づけ	4
4 計画の期間.....	4
第2章 障がい者等を取り巻く状況.....	5
1 人口の推移及び推計	5
2 人口構造の変化.....	6
3 障がい者等の状況.....	7
4 アンケート調査結果（抜粋）	12
第3章 基本的な考え方	28
1 基本理念.....	28
2 障がい福祉施策を進めていくうえでの視点.....	28
3 施策体系.....	30
第4章 施策の展開	31
1 理解と交流の促進.....	31
2 保健・医療の充実.....	33
3 教育・保育の充実.....	36
4 生涯学習・文化芸術・スポーツ等の振興.....	38
5 生活支援の充実.....	41
6 雇用・就業の確保.....	44
7 生活環境の整備.....	46
8 差別の解消と権利擁護の推進.....	49
9 行政サービス等における配慮の推進.....	51
第5章 第6期障がい福祉計画.....	54
1 障がい福祉計画について.....	54
2 障がい福祉サービス等に関する政策動向.....	54
3 基盤整備方針.....	55
4 成果目標.....	56
5 障がい福祉サービス等の見込み量.....	61
6 その他の活動指標.....	72

第6章 第2期障がい児福祉計画.....	75
1 障がい児福祉計画について.....	75
2 障がい児通所支援等に関する政策動向.....	75
3 計画の成果目標.....	76
4 障がい児へのサービスの見込み量.....	77
5 その他の活動指標.....	80
第7章 計画の推進体制.....	81
1 市民・事業者・地域等との協働の推進.....	81
2 個々の障がい特性にそったきめ細かな相談・支援体制の実施.....	81
3 計画の達成状況の点検及び評価.....	81
関連資料.....	82
1 丸亀市福祉推進委員会委員名簿.....	82
2 計画策定経過.....	83
3 アンケート調査協力事業所・団体.....	84
4 用語説明.....	84

「障がい」の表記については、様々な考え方があります。本計画においては原則、ひらがな表記とします。ただし、国の法律や制度等の固有名詞については障害の漢字表記としています。

<p>本文中に※印のついた用語については、巻末の資料編に用語説明がありますので、ご参照ください。</p>
--

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

国においては、平成18年に国際連合総会で採択された「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）[※]」を批准するため、障がいのある人の権利を守るための様々な法整備を進めてきました。「障害者基本法[※]」での差別の禁止や、「障害者虐待防止法」による障がい者虐待の防止、「障害者総合支援法[※]」により障がい者の範囲に難病[※]患者を追加するなど、障がいのある人を取り巻く環境が変化しています。

さらに、福祉分野全体では、「地域共生社会」の実現に向けて社会福祉制度の改革が進められており、障がいのある人も含めた、すべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高めあう社会の在り方が求められています。そのため、障がいのある人の権利が守られるとともに、自らの意思決定に基づいた社会参加ができるよう、困難を解消するための多様な支援が必要となっています。

丸亀市（以下、「本市」という。）では、平成19年3月に「丸亀市障がい者基本計画・障がい福祉計画」を策定し、「丸亀市障がい者基本計画」は6年ごとに「障がい福祉計画」については3年ごとにそれぞれ見直しを行ってきました。また、平成30年3月には「障がい児福祉計画」を策定し、福祉・保健・医療・教育・生活環境・雇用・行政サービス等の幅広い分野から、障がい福祉を総合的に推進してきました。

このたび、「丸亀市第2次障がい者基本計画」、「第5期障がい福祉計画」、「第1期障がい児福祉計画」が共に令和2年度をもって計画期間を終了することから、国の制度改正の方向や障がいのある人やその家族のニーズ[※]、計画の進捗状況等を踏まえた計画の見直しを行い、障がい福祉施策を総合的に推進するため、新たに「丸亀市第3次障がい者基本計画」、「第6期障がい福祉計画」、「第2期障がい児福祉計画」を策定します。

2 法令等改正の動き

国では、平成 18 年の障害者自立支援法の施行を端緒に、障害者福祉向上のための様々な制度改正や環境整備が行われてきました。平成 30 年には障害者総合支援法*及び児童福祉法が改正され、障がい者の就労支援や地域でも安心して生活できる社会の実現等、地域社会の理解と協力を得ながら取り組むことの重要性が増してきているといえます。

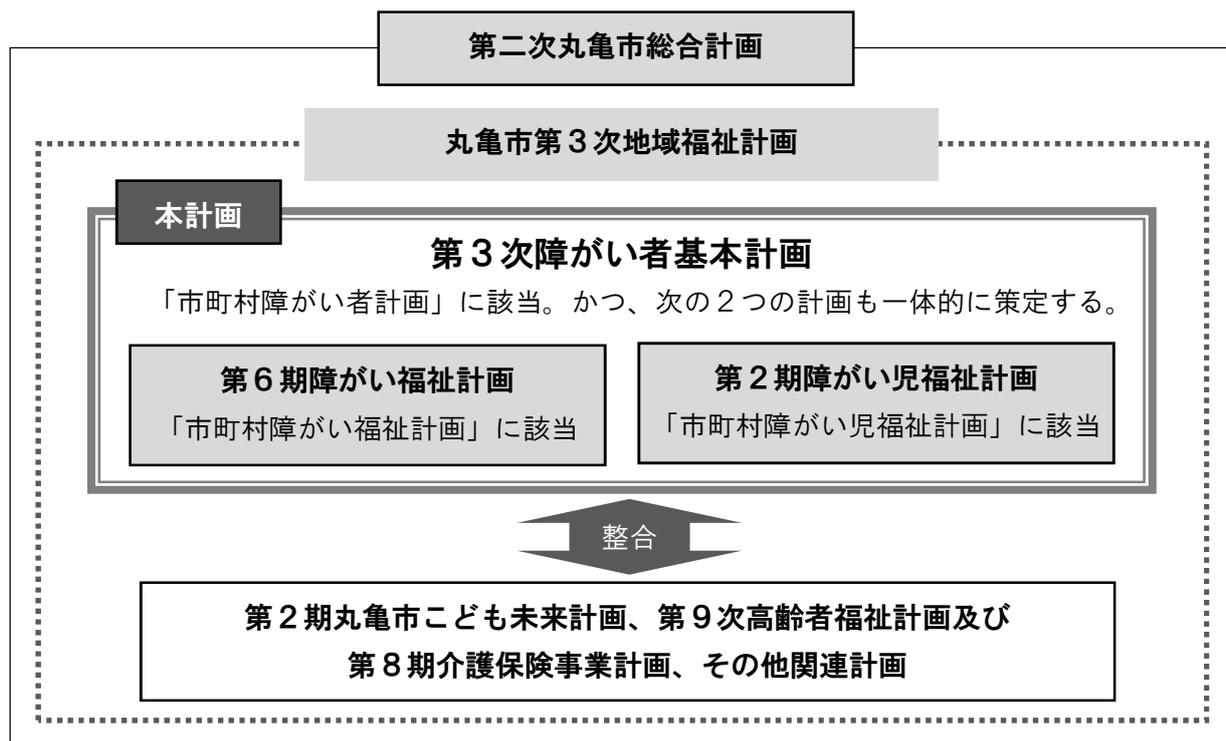
■障害者自立支援法施行以降の主な国の動き

年	主な制度・法律	主な内容
H18	障害者自立支援法の施行	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい種別ごとに異なっていたサービス体系の一元化 ・「障害程度区分」（現在は「障害支援区分」）の導入 ・サービス量に応じた定率の利用者負担（応益負担）の導入
H21	障がい者制度改革推進本部の設置 （閣議決定）	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の権利に関する条約の締結に必要な国内法の整備等、障がいのある人にかかる各種制度に関する検討を進めるために設置される
H22	【改正】障害者自立支援法の施行	<ul style="list-style-type: none"> ・応能負担を原則とする利用者負担の見直し ・障がい者の範囲の見直し（発達障がいを追加）
H23	【改正】障害者基本法の施行	<ul style="list-style-type: none"> ・目的規定および障がい者の定義の見直し ・地域社会における共生 ・差別の禁止
H24	【改正】児童福祉法の施行	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい児施設の再編 ・放課後等デイサービス等の創設
	障害者虐待防止法の施行	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待を発見した者に通報の義務づけ ・虐待防止等の具体的スキームの制定 ・障害者権利擁護センター、障害者虐待防止センター設置の義務づけ
H25	障害者総合支援法の施行 （障害者自立支援法の改正）	<ul style="list-style-type: none"> ・共生社会実現等の基本理念の制定 ・障がい者の範囲見直し（難病等を追加）
H26	障害者権利条約の批准	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者に対する差別の禁止や社会参加を促すことを目的に、H18年に国連総会で採択された「障害者権利条約」を批准
H27	難病法の施行	<ul style="list-style-type: none"> ・医療費助成の対象となる指定難病の範囲を拡大
H28	障害者差別解消法の施行	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいを理由とする差別を解消するための合理的配慮の不提供の禁止
	【改正】障害者雇用促進法の施行 （一部平成 30 年 4 月施行）	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用の分野における差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供の義務化 ・法定雇用率の算定基礎に精神障がい者を加える
	成年後見制度利用促進法の施行	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度利用促進基本計画の策定 ・成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進委員会の設置

年	主な制度・法律	主な内容
H28	「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置	・地域コミュニティを育成し、地域を基盤とする包括的支援体制を構築することで「地域共生社会」を実現するために設置される
	【改正】発達障害者支援法の施行	・発達障害者支援地域協議会の設置 ・発達障害者支援センター等による支援に関する配慮
H30	【改正】障害者総合支援法及び児童福祉法の施行	・障がい者の望む地域生活の支援や障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応 ・サービスの質の確保・向上に向けた環境整備
	障害者文化芸術推進法の施行	・障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進 ・計画策定が努力義務化（地方公共団体）
R1	障害者文化芸術推進計画策定	・障がい者による文化芸術活動の幅広い促進 ・障がい者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援の強化 ・地域における障がい者の作品等の発表や交流の促進による住みよい地域社会の実現
	【改正】障害者雇用促進法（令和2年4月施行）	・障害者活躍推進計画策定の義務化（地方公共団体） ・特定短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金の支給
	読書バリアフリー法の施行	・視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進することを目的とする

3 計画の位置づけ

本計画は、「障害者基本法[※]」第11条第3項に基づく「市町村障がい者計画」と、「障害者総合支援法[※]」第88条第1項及び「児童福祉法」第33条20第1項に基づく、「市町村障がい福祉計画」及び「市町村障がい児福祉計画」を一体的に策定するものです。「丸亀市総合計画」との整合性を図り、本市における関連計画と連携しながら、障がい福祉サービスや障がい児通所支援等に係る必要な見込み及びその見込み量の確保のための方策等を定めるものです。



4 計画の期間

本計画に含まれる3つの計画のうち、第3次障がい者基本計画については、令和8年度を目標年度とし、計画期間を令和3年度から令和8年度までの6年間とします。第5章「第6期障がい福祉計画」と、第6章「第2期障がい児福祉計画」については、国の指針に基づき、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とします。なお、社会情勢の変化や障がい者施策の動向等を踏まえ、必要に応じて見直します。

(年度)											
H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
第2次障がい者基本計画						第3次障がい者基本計画					
第4期障がい福祉計画			第5期障がい福祉計画 第1期障がい児福祉計画			第6期障がい福祉計画 第2期障がい児福祉計画			第7期障がい福祉計画 第3期障がい児福祉計画		

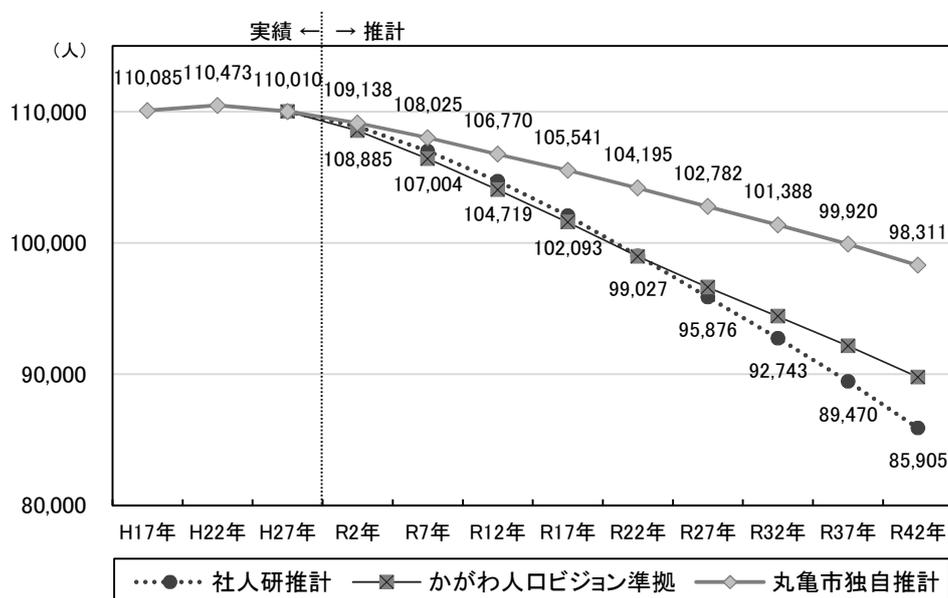
第2章 障がい者等を取り巻く状況

1 人口の推移及び推計

丸亀市における総人口の推移及び推計をみると、平成22年以降減少の一途をたどり、社人研(国立社会保障・人口問題研究所)推計によると、令和22年には99,027人になると予測されています。

令和2年に改訂した「丸亀市人口ビジョン」における丸亀市独自推計では、令和22年時点で104,195人、令和42年時点で98,311人と推計しています。

■本市の総人口の推移と推計



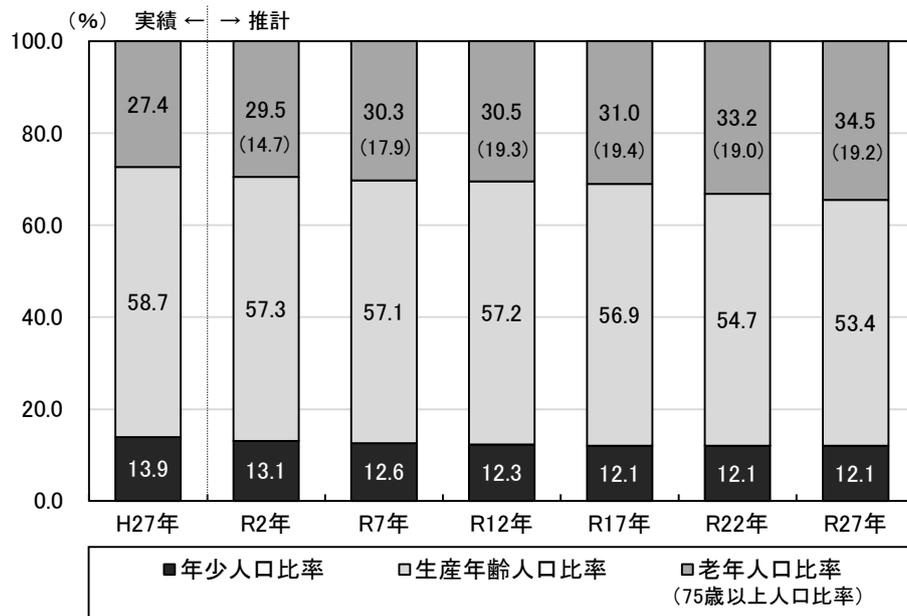
資料:丸亀市人口ビジョン(令和2年改訂版)

2 人口構造の変化

国立社会保障・人口問題研究所推計人口をみると、65歳以上の老年人口の割合は、平成27年に27.4%と3割未満であるものの、令和7年には30.3%と3割以上となり、令和27年には34.5%まで上昇すると予測されています。

さらに、老年人口のうち、75歳以上人口の割合は、令和7年には74歳以下人口の割合を上回り、以降は75歳以上人口の割合の方が大きくなると予測されています。

■将来推計人口の年齢別割合の推計



資料:『日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)』国立社会保障・人口問題研究所

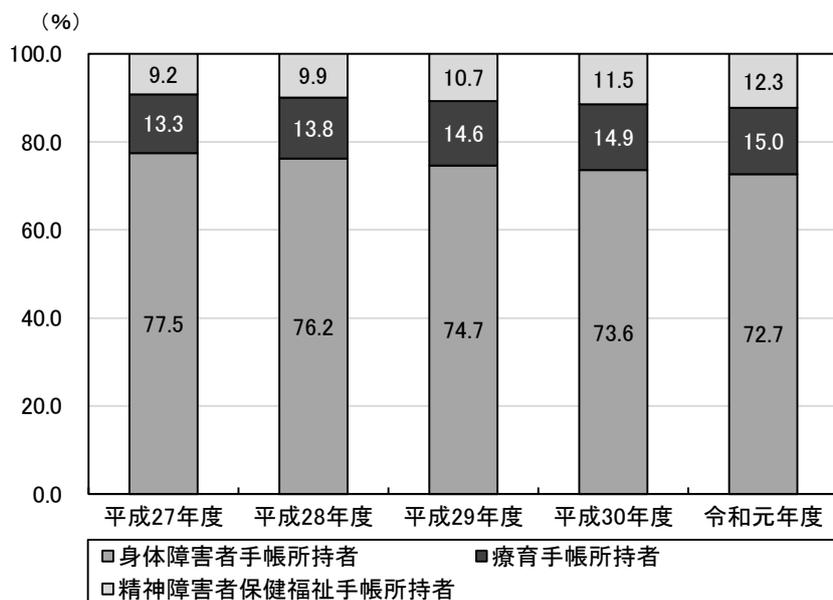
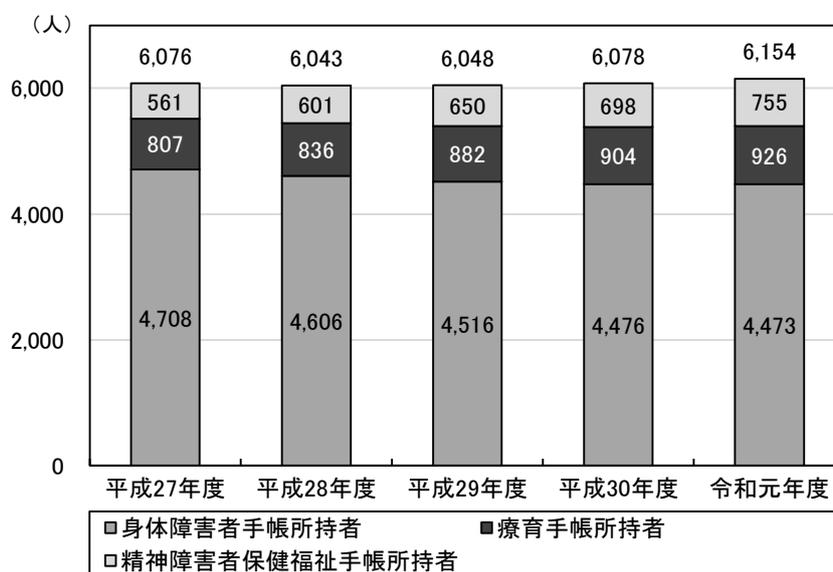
3 障がい者等の状況

(1) 障害者手帳所持者について

丸亀市における平成27年度から令和元年度の障害者手帳所持者数をみると、総数では平均して約6,000人です。手帳別の所持者割合は、身体障害者手帳※所持者約75%、療育手帳※所持者約14%、精神障害者保健福祉手帳※所持者約11%となっています。

各年度間の増減をみると、全体として身体障害者手帳所持者はわずかではありますが減少傾向にあり、療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向にあります。

■丸亀市障がい別手帳所持者数の推移(各年度3月31日現在)



資料:香川県

(2) 身体障害者手帳※所持者について

身体障害者手帳所持者は、各年度とも 65 歳以上の高齢者が全体の約 70%を占め、障がいの程度別では 1 級及び 4 級所持者が多くなっています。障がいの種類別では、「肢体不自由」が最も多く、全体の半数を占めており、次いで「内部障がい」となっています。

■丸亀市身体障害者手帳所持者数の推移(各年度 3 月 31 日現在)

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
18 歳未満	78	74	70	65	68
18 歳～64 歳	1, 235	1, 156	1, 137	1, 144	1, 127
65 歳以上	3, 395	3, 376	3, 309	3, 267	3, 278
合計	4, 708	4, 606	4, 516	4, 476	4, 473

資料：香川県

■障がいの程度別身体障害者手帳所持者数の推移(各年度 3 月 31 日現在)

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
1 級	1, 405	1, 406	1, 388	1, 385	1, 394
2 級	647	636	626	625	608
3 級	762	725	715	695	702
4 級	1, 242	1, 213	1, 181	1, 180	1, 167
5 級	266	250	234	230	229
6 級	386	376	372	361	373
合計	4, 708	4, 606	4, 516	4, 476	4, 473

資料：香川県

■障がいの種類別身体障害者手帳所持者数の推移(各年度 3 月 31 日現在)

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
視覚障がい	349	326	305	301	299
聴覚・平衡機能障がい	517	508	501	496	504
音声・言語障がい	55	52	53	59	61
肢体不自由	2, 404	2, 320	2, 247	2, 219	2, 183
内部障がい	1, 383	1, 400	1, 410	1, 401	1, 426
合計	4, 708	4, 606	4, 516	4, 476	4, 473

資料：香川県

(3) 療育手帳※所持者について

療育手帳所持者は、年々増加傾向にあります。各年度とも 18 歳～64 歳が最も多く、全体の 65～68%を占めています。

障がいの程度別人数を比較すると、軽度Bの所持者数が最も多くなっています。

■丸亀市療育手帳所持者数の推移(各年度 3 月 31 日現在)

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
18 歳未満	196	203	215	217	220
18 歳～64 歳	530	554	584	608	626
65 歳以上	81	79	83	79	80
合計	807	836	882	904	926

資料：香川県

■障がいの程度別療育手帳所持者数の推移(各年度 3 月 31 日現在)

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
最重度㊸	177	180	183	180	172
重度 A	165	166	169	183	188
中度㊹	232	238	247	238	241
軽度 B	233	252	283	303	325
合計	807	836	882	904	926

資料：香川県

(4) 精神障害者保健福祉手帳※所持者について

精神障害者保健福祉手帳所持者は、18歳～64歳と65歳以上において増加傾向にあります。各年度とも18歳～64歳が最も多く、全体の76～80%を占めています。障がいの程度別人数を比較すると、2級所持者が最も多く、次いで3級所持者となっています。

■丸亀市精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移(各年度3月31日現在)

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
18歳未満	10	13	15	14	14
18歳～64歳	430	461	502	548	600
65歳以上	121	127	133	136	141
合計	561	601	650	698	755

資料：香川県

■障がいの程度別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移(各年度3月31日現在)

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1級	31	27	33	35	37
2級	392	416	442	467	507
3級	138	158	175	196	211
合計	561	601	650	698	755

資料：香川県

(5) 難病※患者等について

指定難病・小児慢性特定疾患共に増減を繰り返しながら推移しています。

■丸亀市難病患者等の人数の推移(各年度3月31日現在)

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
指定難病	961	983	906	919	962
小児慢性特定疾患	92	91	90	95	97
合計	1,053	1,074	996	1,014	1,059

資料：香川県

(6) 自立支援医療^{*}受給者について

自立支援医療受給者は、全体の約 80%を精神通院医療受給者で占め、総数と共に年々増加傾向にあります。更生医療受給者は、平成 30 年度までは増加傾向にありましたが、令和元年度にはわずかに減少しています。育成医療受給者は、微増微減を繰り返しながら推移しています。

■丸亀市自立支援医療受給者数の推移(各年度 3 月 31 日現在)

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
更生医療	263	276	282	350	276
育成医療	29	32	33	31	24
精神通院医療	1,281	1,307	1,380	1,446	1,532
合計	1,573	1,615	1,695	1,827	1,832

資料：香川県

4 アンケート調査結果（抜粋）

● 調査対象者

令和2年3月1日現在、市内在住の障害者手帳所持者の中から無作為抽出した2,000人、及び意見書により障がい福祉サービス等を受給している児童の中から無作為抽出した200人。

● 調査方法 郵送による配布と回収

● 調査期間 令和2年3月27日～4月13日

● 調査票の回収結果

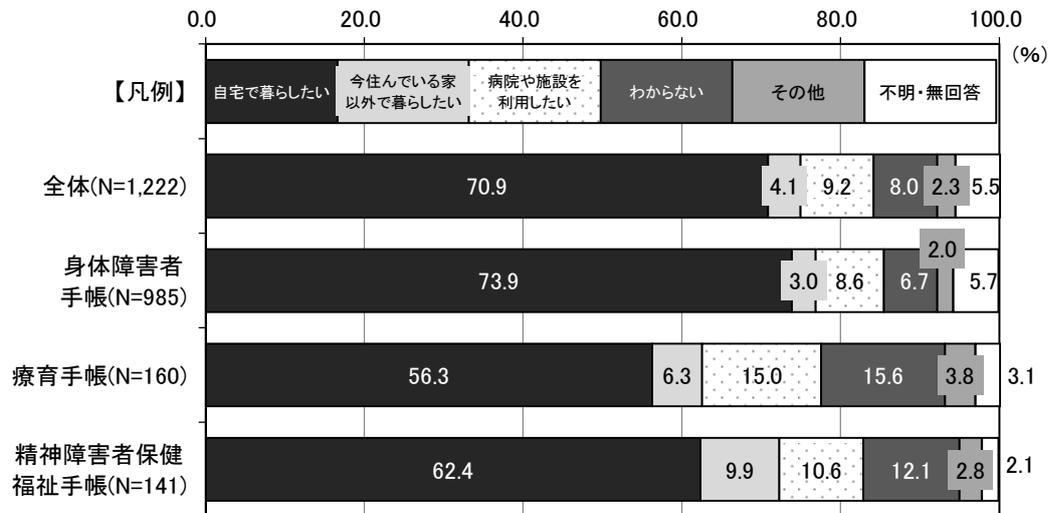
調査票対象	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
障害者手帳所持者	2,000件	1,222件	61.1%
障がい児通所支援を利用している人	200件	118件	59.0%

● グラフの見方

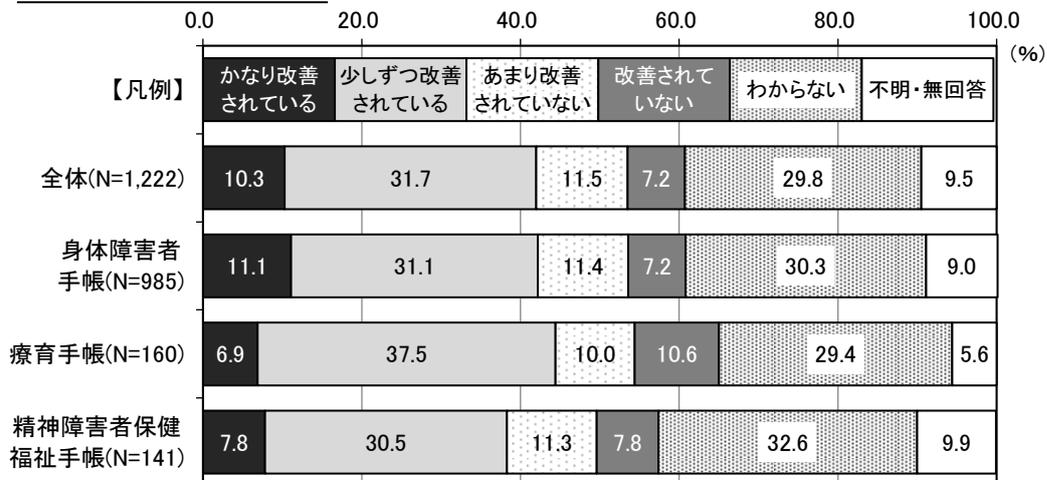
- ・ 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。
- ・ 複数回答の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- ・ 図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- ・ 図表中の「N (number of case)」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。
- ・ 所持手帳別の集計を行っている図表において、全体のN数には一人で複数の手帳を所持している人や所持手帳を回答しなかった人が含まれているため、手帳別のN数の合計と全体のN数とは一致しません。

● 調査結果【障がい者：18歳以上】

① あなたは今後、どこで暮らしたいですか。(○は1つ)



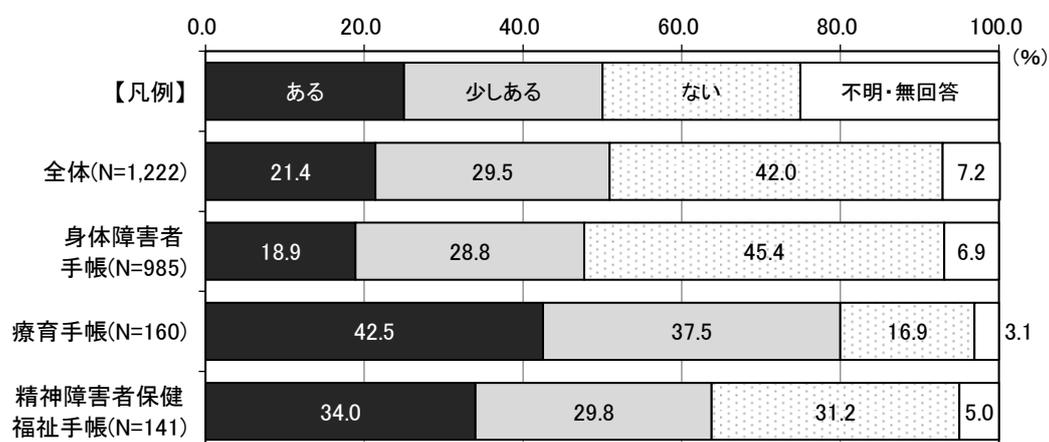
② およそ5～10年前と比べて、障がいのある人に対する差別や偏見は改善されてきたと思いますか。(○は1つ)



③ 地域で生活するためには、どのような支援があれば良いと思いますか。(主なもの3つまで○)

		■地域で生活するためには、どのような支援があれば良いと思いますか。											
上段:件数 下段:%		合計	在宅で医療ケアなどが適切に受けられる	障がいのある人に適した住居の確保	必要な在宅サービスが適切に利用できる	自立に向けた訓練などの充実	経済的な負担の軽減	相談対応などの充実	就労に向けた支援	地域住民などの理解	コミュニケーションについての支援	その他	不明・無回答
全体		1,222 100.0	380 31.1	224 18.3	389 31.8	106 8.7	598 48.9	268 21.9	120 9.8	97 7.9	89 7.3	33 2.7	151 12.4
手帳別	身体障害者手帳	985 100.0	350 35.5	167 17.0	339 34.4	70 7.1	476 48.3	204 20.7	82 8.3	59 6.0	56 5.7	23 2.3	126 12.8
	療育手帳	160 100.0	26 16.3	48 30.0	55 34.4	21 13.1	65 40.6	49 30.6	20 12.5	30 18.8	21 13.1	4 2.5	18 11.3
	精神障害者 保健福祉手帳	141 100.0	26 18.4	25 17.7	26 18.4	19 13.5	82 58.2	36 25.5	24 17.0	18 12.8	22 15.6	4 2.8	14 9.9

④ あなたは、障がいがあることで差別や嫌な思いをする(した)ことがありますか。(○は1つ)



⑤ どのような場所で、差別や嫌な思いをしましたか。(あてはまるものすべてに○)

		■どのような場所で、差別や嫌な思いをしましたか。								
上段:件数 下段:%		合計	学校・仕事場	仕事を 探す時	外出先	余暇を 楽しむ時	病院など の医療機 関	住んでい る地域	その他	不明・ 無回答
全体		621 100.0	225 36.2	119 19.2	258 41.5	92 14.8	128 20.6	109 17.6	53 8.5	30 4.8
手帳別	身体障害者手帳	470 100.0	151 32.1	90 19.1	195 41.5	68 14.5	103 21.9	76 16.2	40 8.5	28 6.0
	療育手帳	128 100.0	60 46.9	13 10.2	68 53.1	20 15.6	24 18.8	29 22.7	8 6.3	3 2.3
	精神障害者 保健福祉手帳	90 100.0	35 38.9	29 32.2	27 30.0	10 11.1	24 26.7	24 26.7	11 12.2	4 4.4

⑥ 嫌な思いをしたとき、どこ（誰）に相談しましたか。（あてはまるものすべてに○）

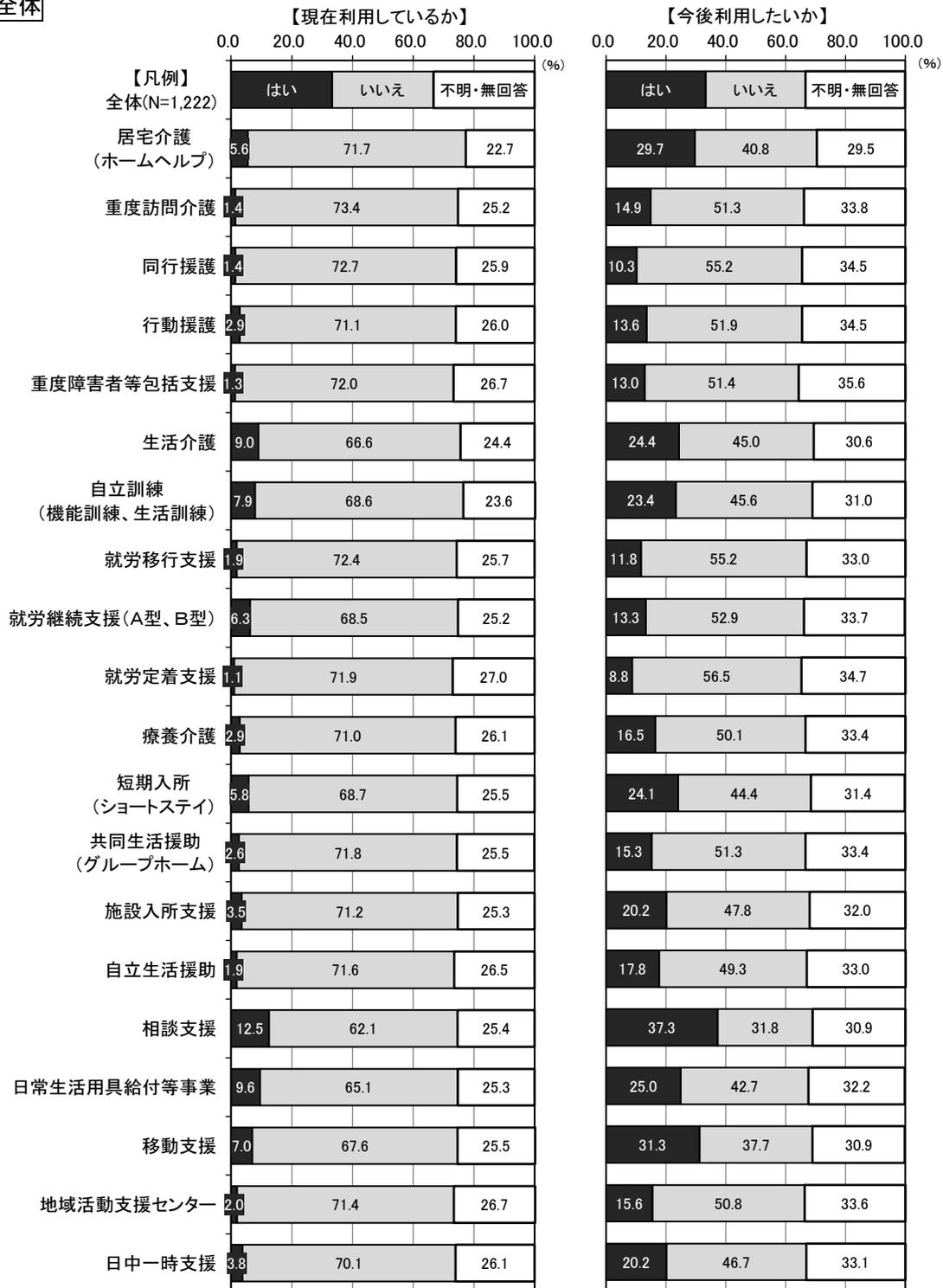
上段:件数 下段:%		■嫌な思いをしたとき、どこ（誰）に相談しましたか。								
		合計	家族・ 親戚	友人・ 知人	学校など	病院	サービス を受けて いるところ （施設、作 業所、事 業所）	市役所	社会福祉 協議会	民生委 員・児童 委員
全体		621 100.0	311 50.1	121 19.5	21 3.4	73 11.8	53 8.5	16 2.6	9 1.4	2 0.3
手帳別	身体障害者手帳	470 100.0	226 48.1	94 20.0	8 1.7	42 8.9	25 5.3	14 3.0	7 1.5	2 0.4
	療育手帳	128 100.0	72 56.3	17 13.3	15 11.7	10 7.8	26 20.3	1 0.8	4 3.1	- -
	精神障害者 保健福祉手帳	90 100.0	42 46.7	23 25.6	1 1.1	31 34.4	12 13.3	4 4.4	2 2.2	1 1.1

上段:件数 下段:%		つづき							
		身体障害 者相談 員・知的 障害者相 談員	相談支援 専門員・ 相談支援 事業所	障がい者 の団体	保健所な ど県の機 関	その他	相談でき る人はい ない	相談する 人はいる が、しな かった	不明・ 無回答
全体		16 2.6	32 5.2	11 1.8	5 0.8	24 3.9	80 12.9	140 22.5	26 4.2
手帳別	身体障害者手帳	13 2.8	11 2.3	10 2.1	4 0.9	20 4.3	69 14.7	114 24.3	20 4.3
	療育手帳	7 5.5	16 12.5	5 3.9	- -	5 3.9	8 6.3	24 18.8	4 3.1
	精神障害者 保健福祉手帳	3 3.3	9 10.0	- -	2 2.2	2 2.2	10 11.1	17 18.9	5 5.6

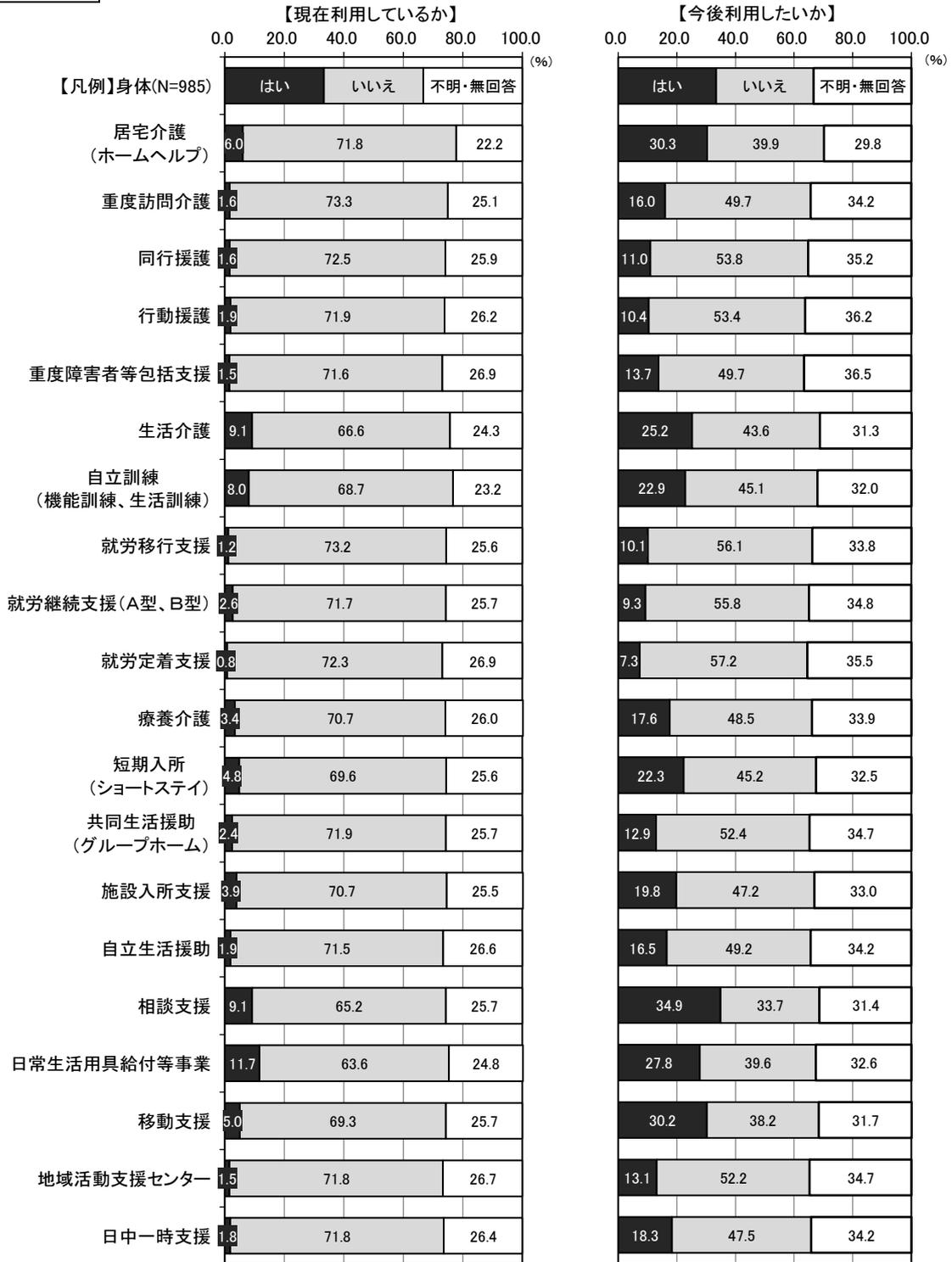
⑦ あなたは次のサービスを利用していますか。また、今後利用したいと考えますか。

①～⑳のそれぞれについて、「現在利用しているか」と「今後利用したいか」の両方を回答してください。

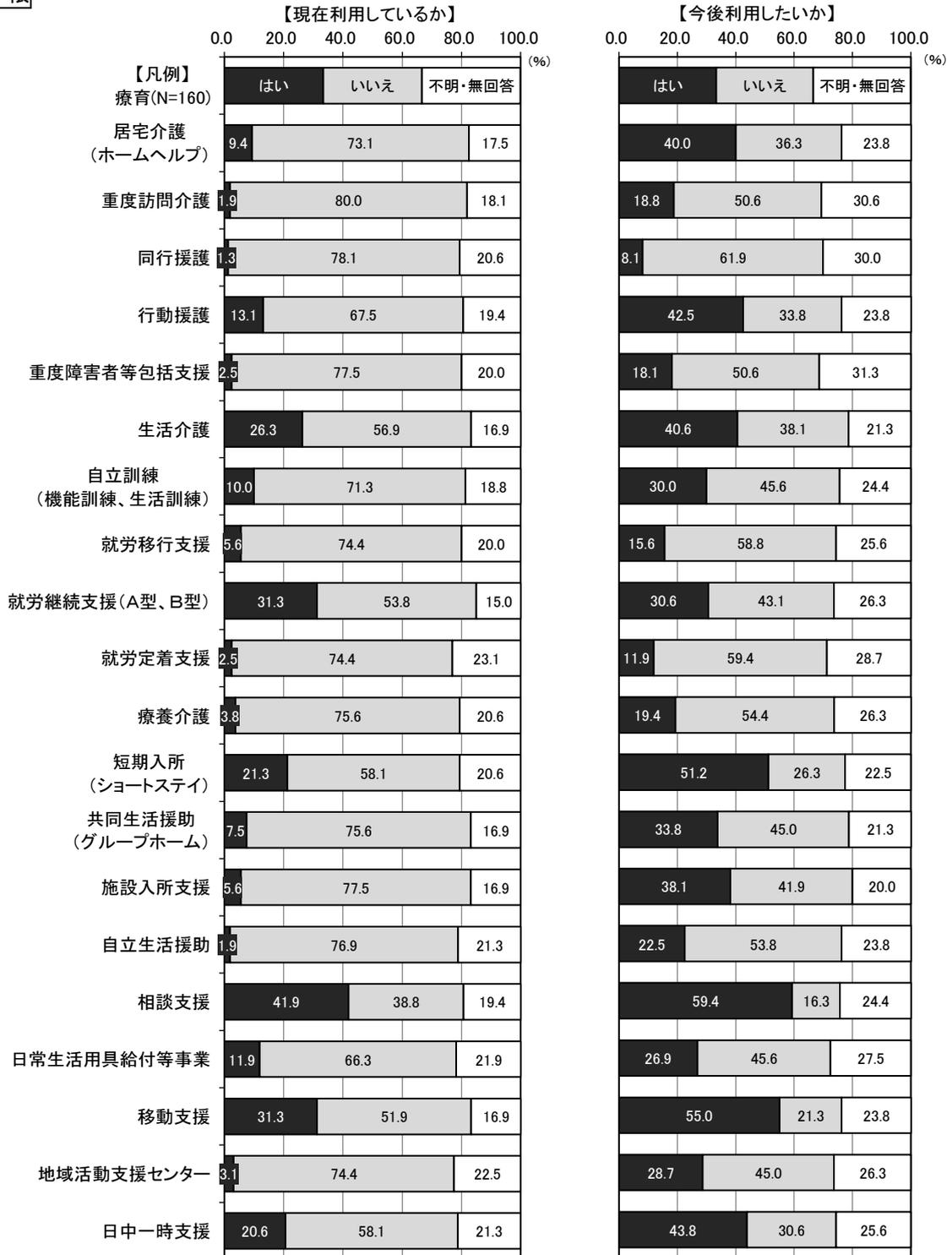
全体



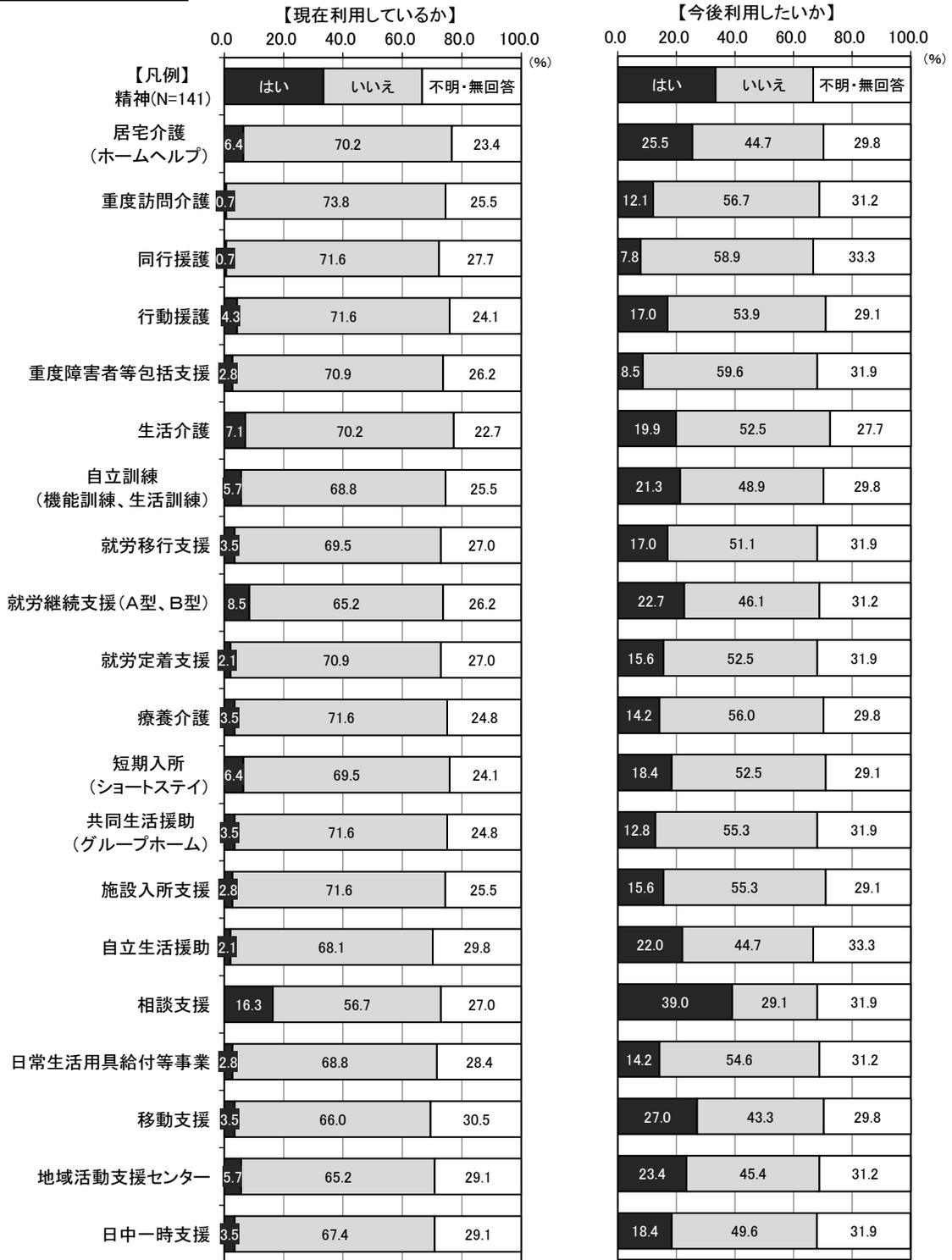
身体障害者手帳



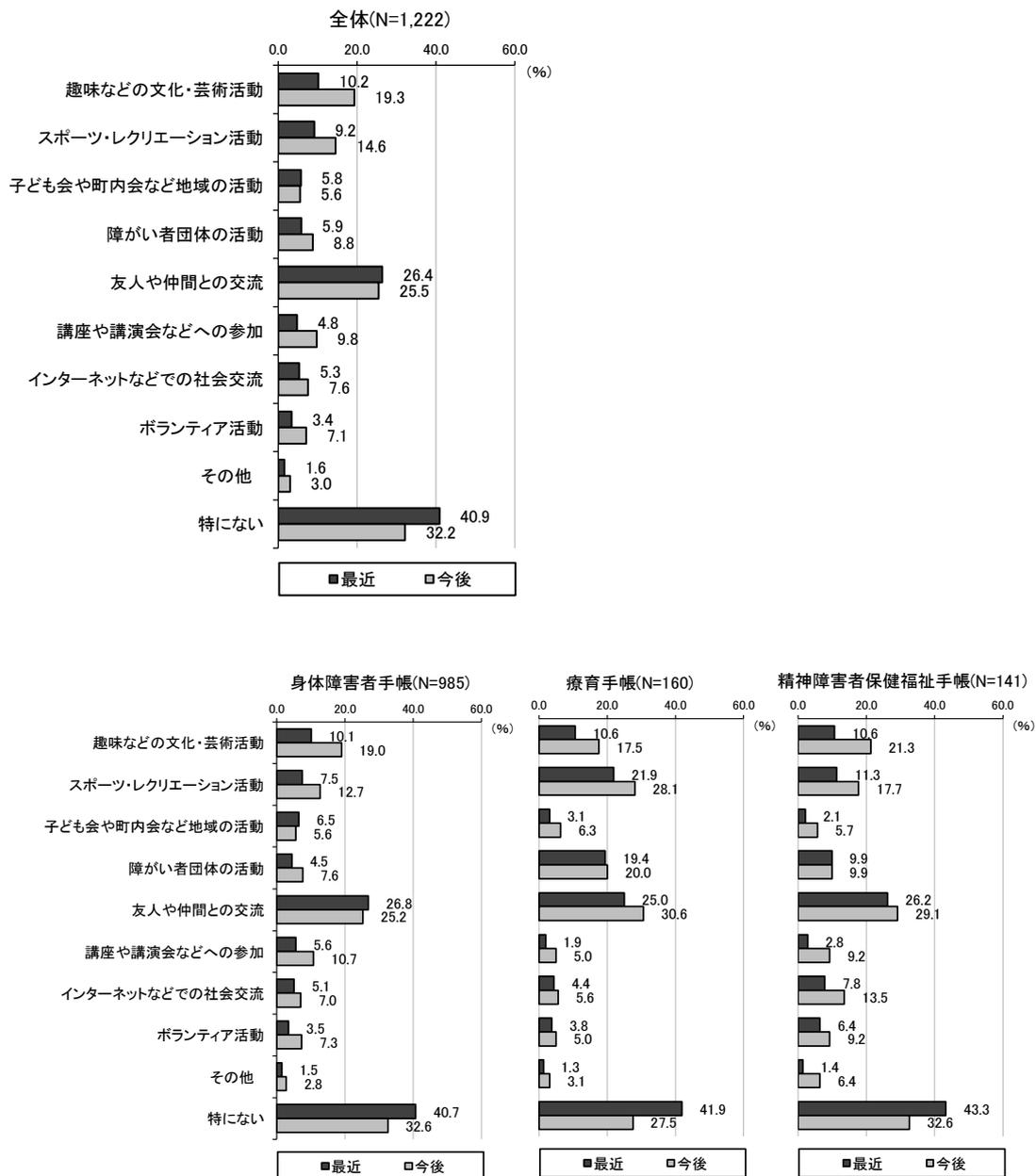
療育手帳



精神障害者保健福祉手帳



⑧ あなたは、最近どのような社会参加をされていますか。また、今後どのような社会参加をしたいと思われませんか。「最近3か月間に行った社会参加」と「今後したい社会参加」のそれぞれについてお答えください。(あてはまるものすべてに○)

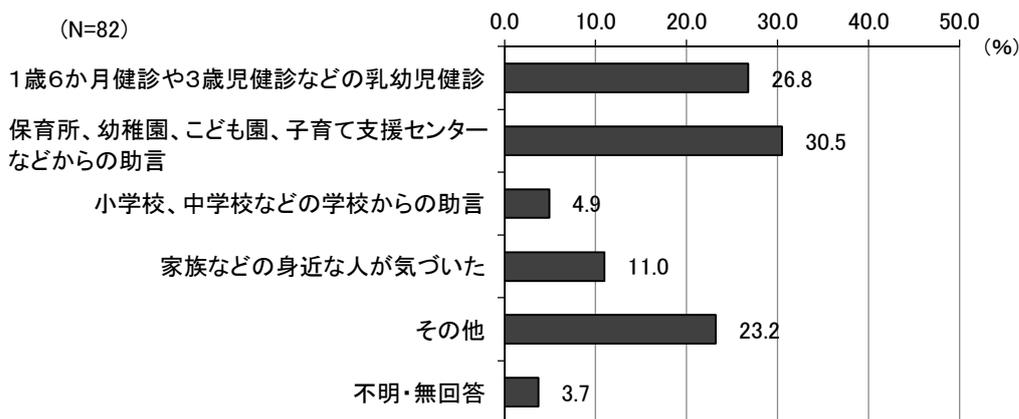


⑨ あなたは、障がい者が働くことを支援するためには、どのようなことが必要だと思いますか。現在、働いている方も働いていない方もお答えください。（あてはまるものすべてに○）

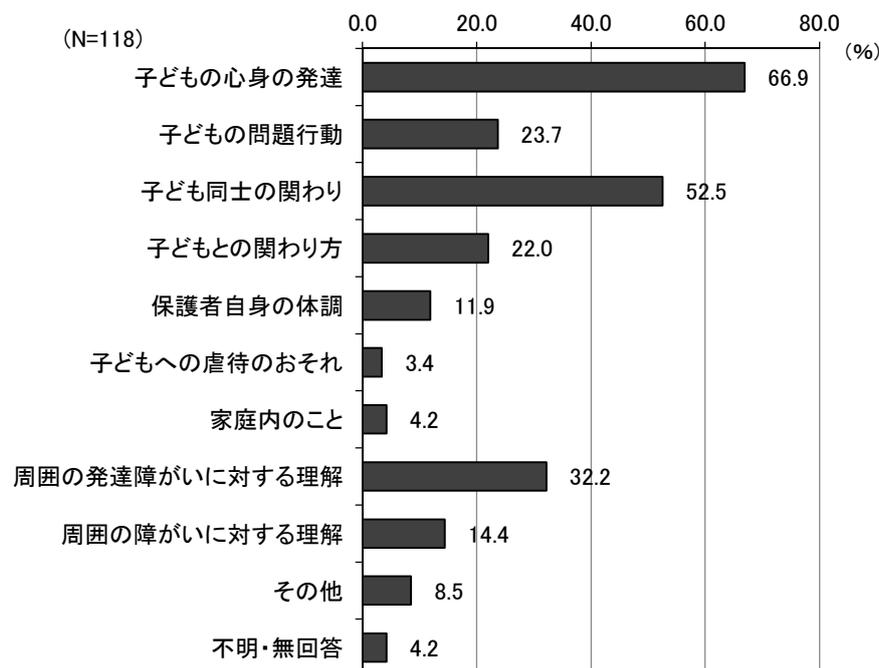
上段:件数 下段:%	■障がい者が働くことを支援するために必要なこと													
	合計	通勤手段の確保	通勤先におけるバリアフリーなどの配慮	短時間勤務や勤務日数の配慮	在宅勤務の充実	職場の上司や同僚が障がいに対する理解があること	職場で介助や援助が受けられること	就労に伴う環境変化により生じる課題に対する相談などの支援	企業ニーズに合った就労訓練	仕事について職場外での相談対応、支援	通院時間の確保や服薬管理など医療上の配慮	その他	不明・無回答	
全体	1,222 100.0	417 34.1	307 25.1	412 33.7	244 20.0	552 45.2	285 23.3	251 20.5	176 14.4	218 17.8	302 24.7	45 3.7	393 32.2	
手帳別	身体障害者手帳	985 100.0	330 33.5	280 28.4	326 33.1	198 20.1	428 43.5	217 22.0	178 18.1	135 13.7	155 15.7	243 24.7	37 3.8	322 32.7
	療育手帳	160 100.0	60 37.5	26 16.3	43 26.9	19 11.9	75 46.9	58 36.3	47 29.4	29 18.1	43 26.9	39 24.4	8 5.0	50 31.3
	精神障害者 保健福祉手帳	141 100.0	56 39.7	18 12.8	63 44.7	30 21.3	73 51.8	38 27.0	41 29.1	21 14.9	40 28.4	47 33.3	7 5.0	30 21.3

● 調査結果【障がい児：18歳未満】

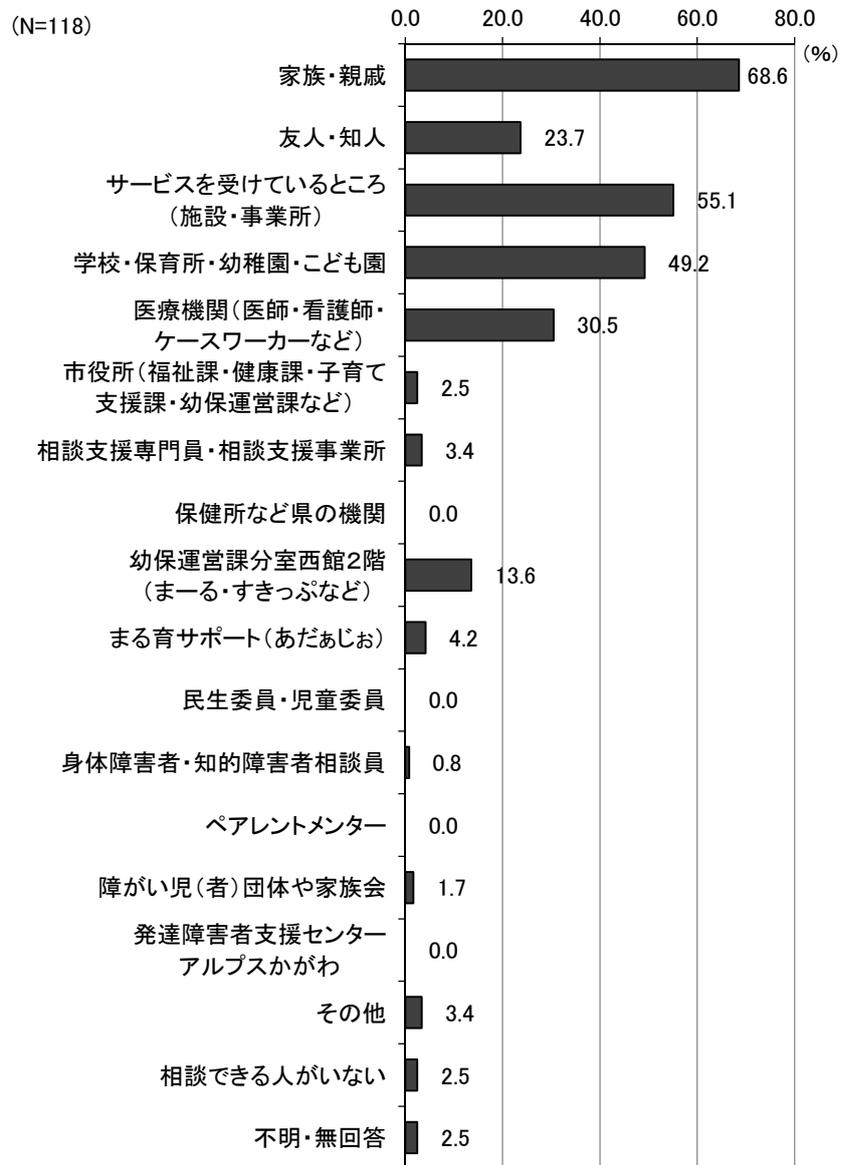
⑩ 発達障がい*であることがわかったきっかけをお答えください。（○は1つ）



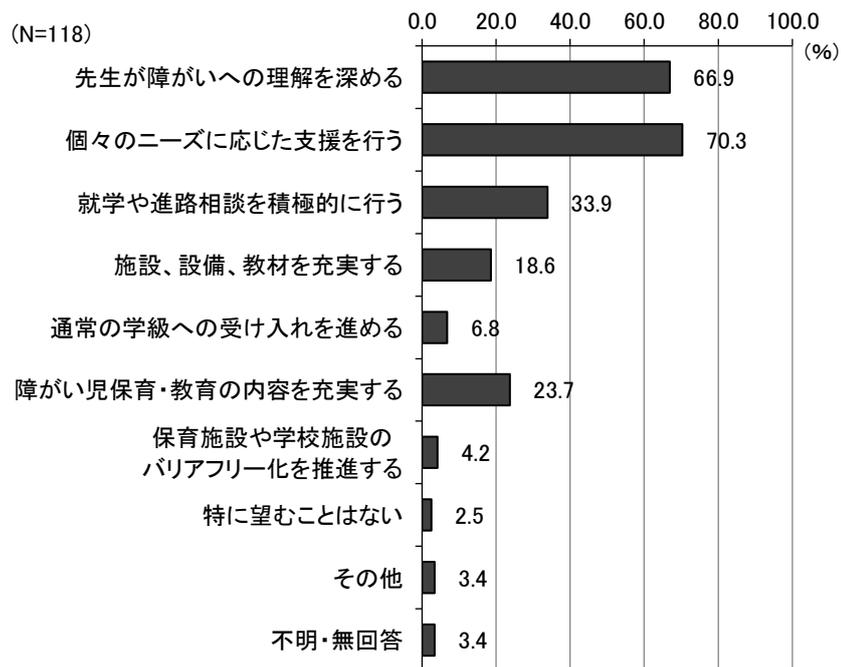
⑪ 現在、保護者の方が困っていることや悩みをお答えください。（3つまで○）



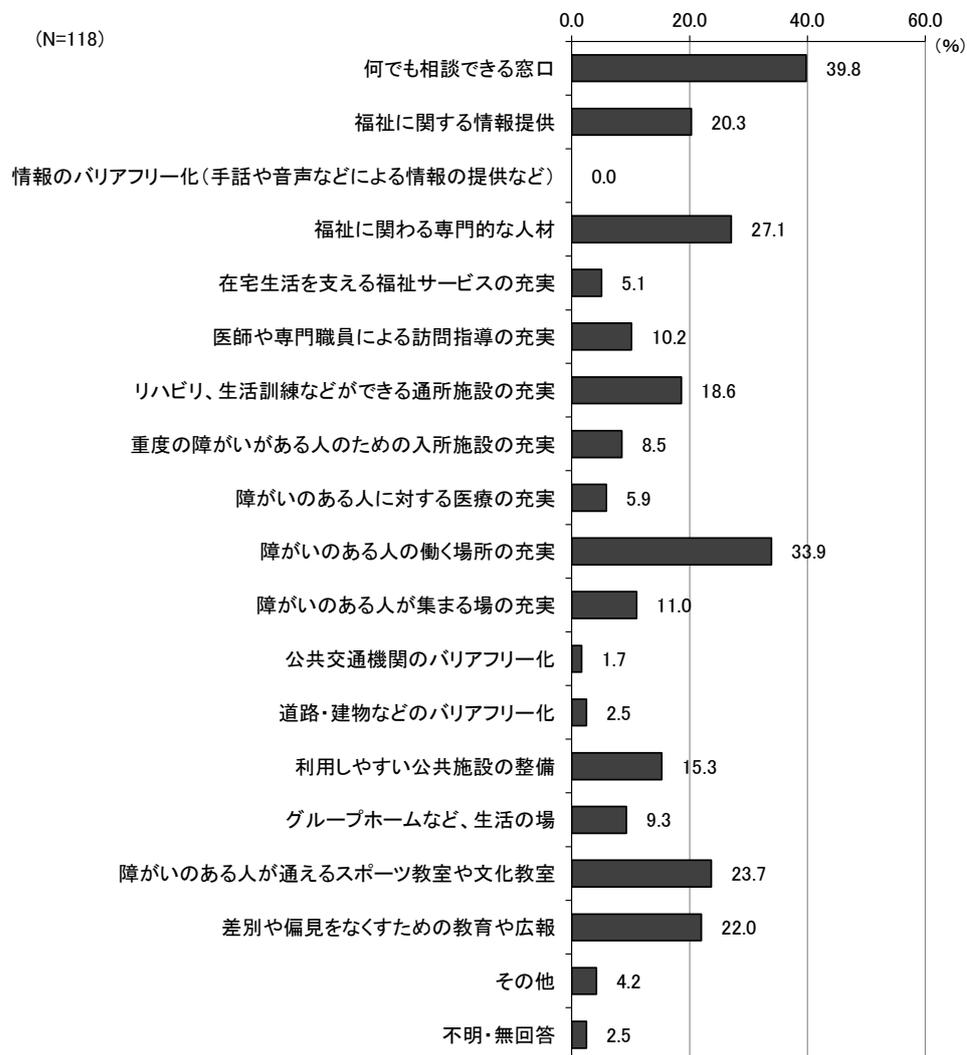
⑫ 困っていることや心配なことを、どこ（誰）に相談しますか。（3つまで○）



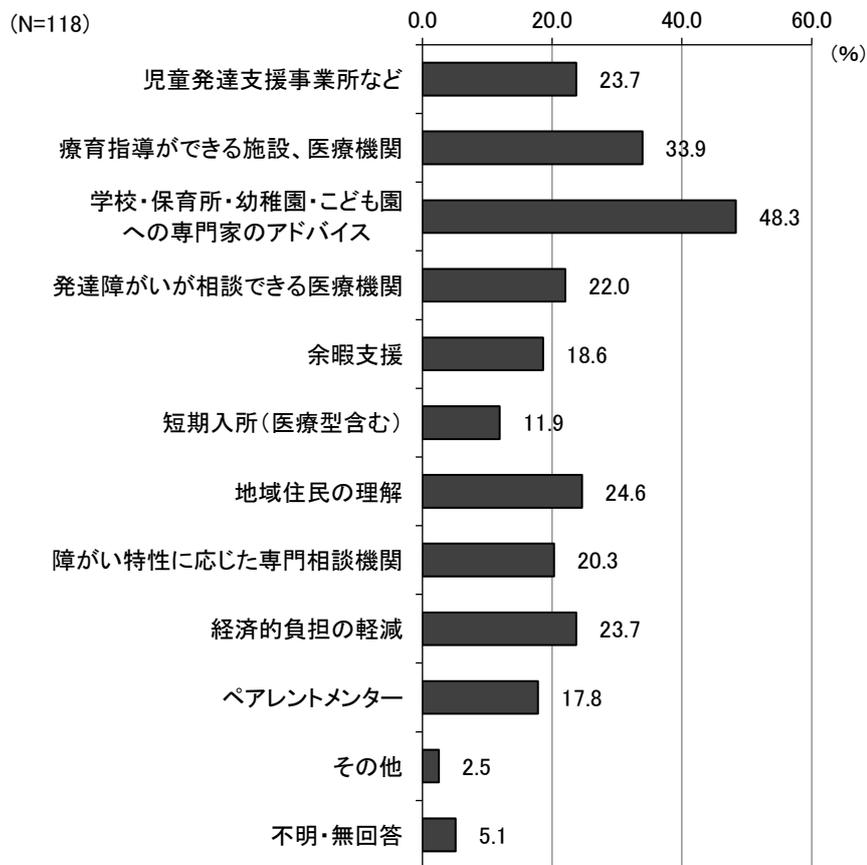
⑬ お子さんの通学・通園・通所先に希望することはありますか。(3つまで○)



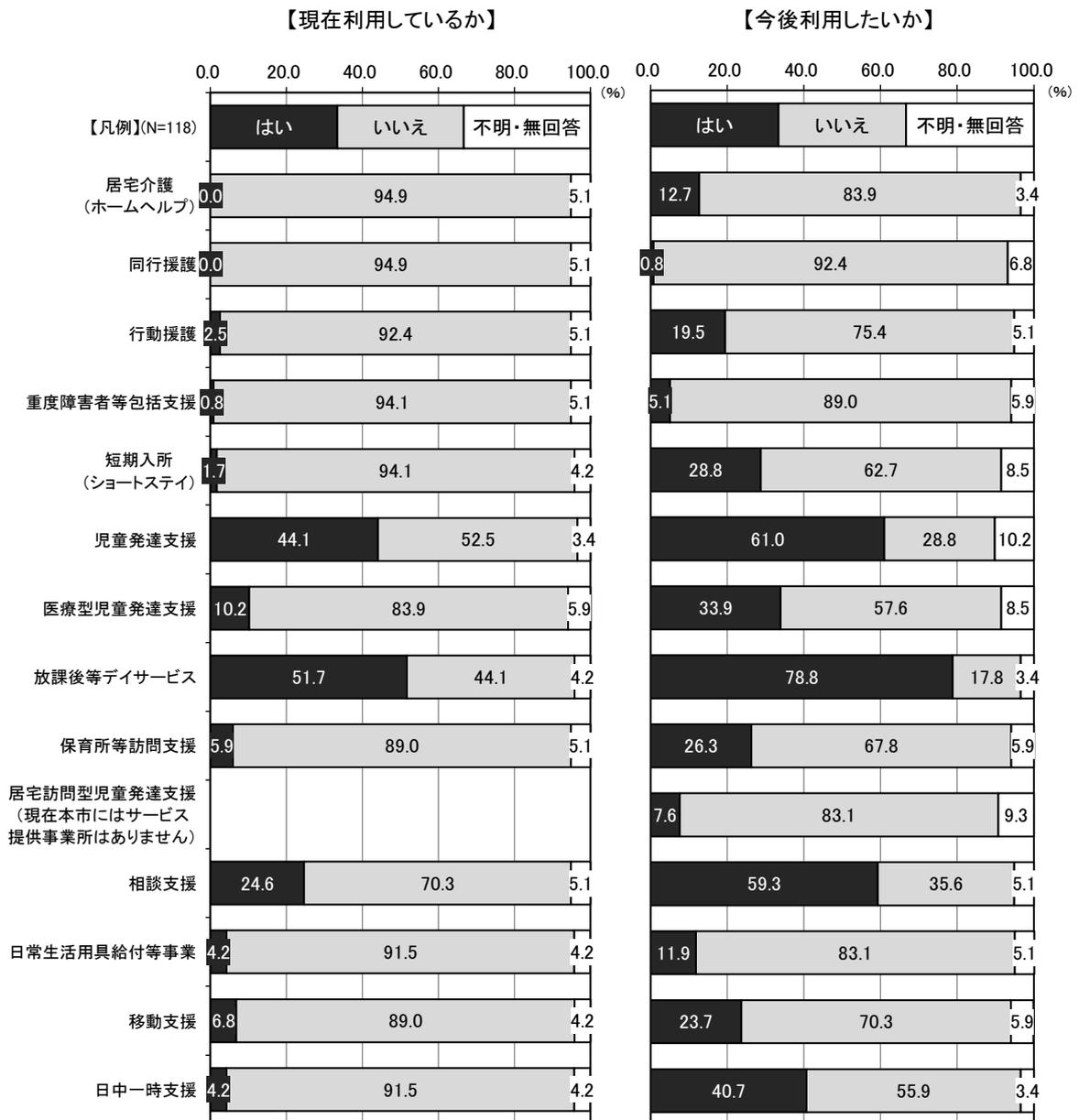
⑭ 障がいのある子どもや保護者にとって暮らしやすいまちづくりのために、どのようなことを希望しますか。(3つまで○)



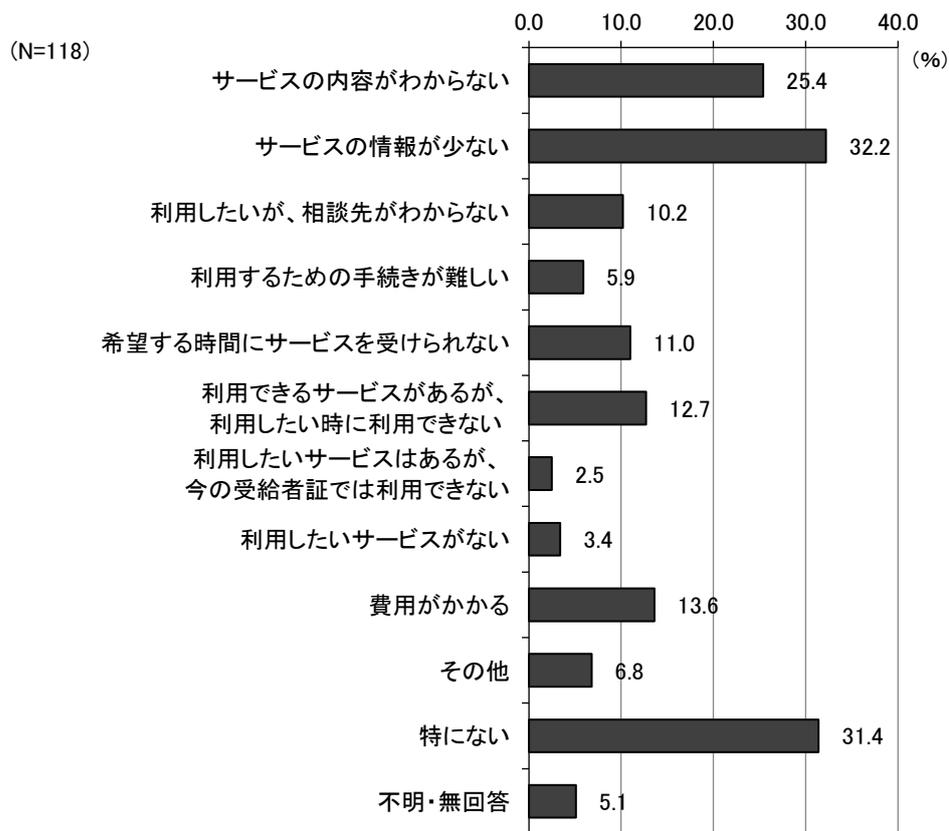
⑮ 今後、地域で暮らしていくうえで、どのような支援があればよいと思いますか。
 (3つまで○)



- ⑩ お子さんは次のサービスを利用していますか。また、今後利用したいと考えますか。
 ①～⑭のそれぞれについて、「現在利用しているか」と「今後利用したいか」の両方を回答してください。



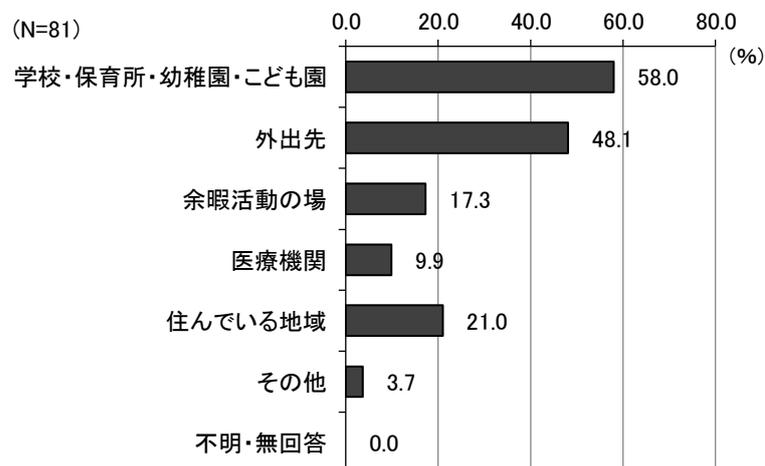
⑰ サービスを利用するうえで困っていることはありますか。(3つまで○)



⑱ 障がいがあることで差別や嫌な思いをする(した)ことがありますか。(○は1つ)



⑲ どのような場所で、差別や嫌な思いをしましたか。(あてはまるものすべてに○)



第3章 基本的な考え方

1 基本理念

平成19年3月に策定した「丸亀市障がい者基本計画」において掲げた基本理念「住み慣れた地域で健やかに暮らせるまちをめざして」を踏襲し、地域社会のあらゆるバリア（障壁）を取り除き、障がいの有無にかかわらず互いに人格と個性を尊重しながら、誰もが健やかに笑顔で暮らせるまちの実現をめざします。

《基本理念》

住み慣れた地域で
健やかに暮らせる
まちをめざして

2 障がい福祉施策を進めていくうえでの視点

(1) ノーマライゼーション*とソーシャル・インクルージョン（次ページ参照）

すべての人が、障がいの有無にかかわらず互いに支え合い、地域で生き生きと生活することができ（ノーマライゼーション）、かつすべての人が排除されことなく包摂され、居場所がある社会（ソーシャル・インクルージョン）の実現を基本的な視点として定め、障がい者施策を推進していきます。

(2) 地域共生社会の実現

国は、平成28年に「『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」を設置し、その中で制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現をめざすことを示しました。

「地域共生社会」とは、高齢者や障がいのある人、子ども等のすべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に作り、高め合うことをめざすものです。「地域共生社会」の実現に向け、既存の分野や課題ごとの取組にとどまるのではなく、複数の分野・事業の連携等による、包括的・重層的な支援につながる体制づくりを進めていく必要があります。支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割をもち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉等の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みづくりを進めていきます。

ソーシャル・インクルージョン（社会的包摂）

ソーシャル・インクルージョン（社会的包摂）とは、社会的に弱い立場の人であっても排除されることのない共生社会をめざし、相互に支え合うことができる地域社会をめざしていく考え方です。「インクルージョン（包摂）」とは包み込むという意味の言葉ですが、例えば障害者権利条約[※]においては、障がいの有無にかかわらず共に学ぶ「インクルーシブ教育システム[※]」の構築が求められています。また、平成 28 年に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」では、「若者も高齢者も、女性も男性も、障害や難病[※]のある方々も、一度失敗を経験した人も、みんなが包摂され活躍できる社会」である「一億総活躍社会」をめざすべき将来像としているように、これからの地域福祉を考えるうえで鍵となる概念となっています。

（3）障がい福祉の推進とSDGs

国際連合においては、開発分野における国際社会共通の課題である持続可能な開発の推進に向け、平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」において、令和 12 年（2030 年）までに持続可能で、よりよい世界をめざす国際目標として SDGs（エスディージーズ：持続可能な開発目標）を定めています。これは、17 のゴールと 169 のターゲットから構成されており、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことをうたい、発展途上国のみならず、すべての国がその実現に向けて努力すべきものとされています。わが国においても、2016 年に「SDGs 推進本部」を設置し、2019 年には『SDGs アクションプラン 2020』を決定するなど、施策の充実が図られています。

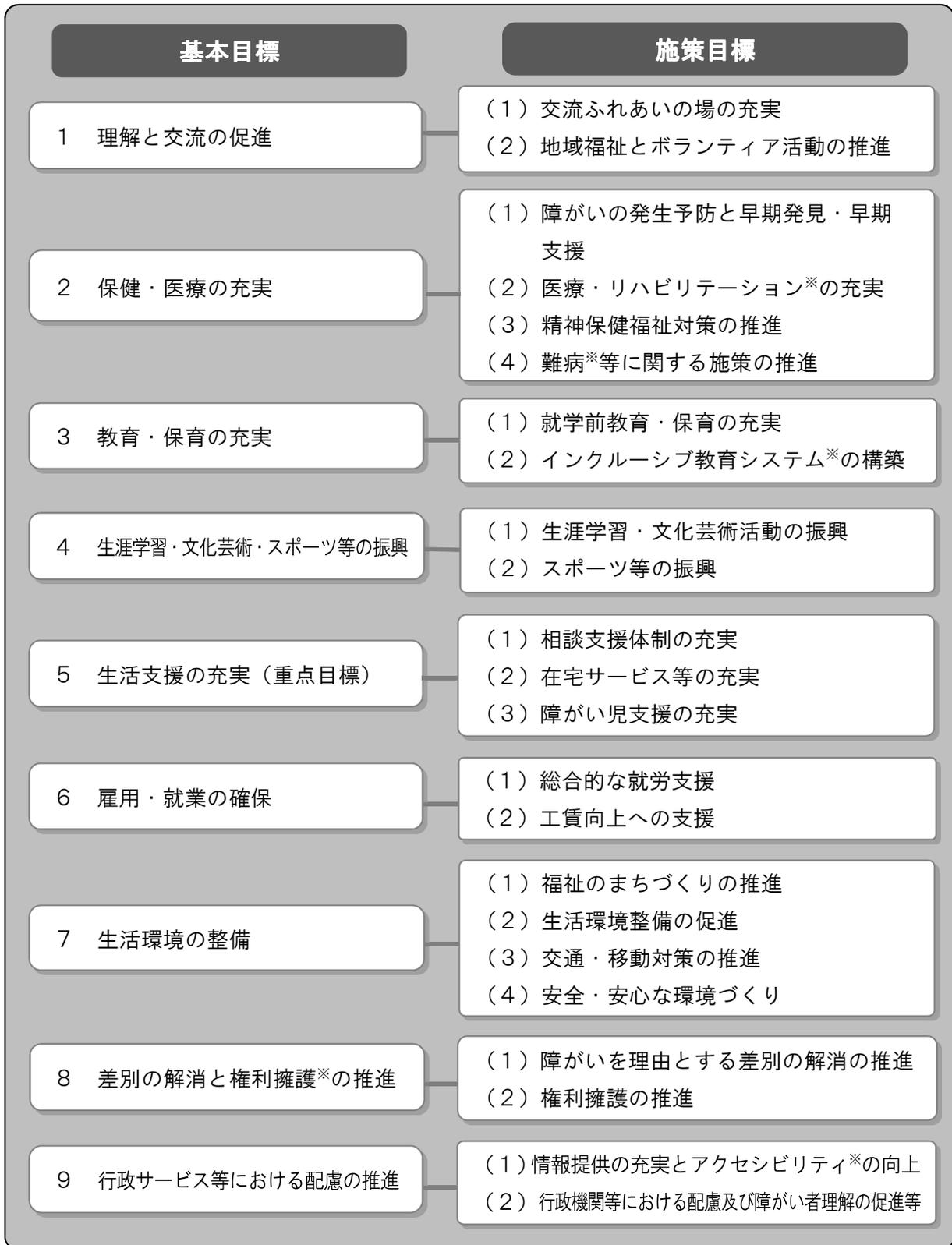
本市においても、SDGs の実現は、行政分野の枠を超えて全庁的に取り組むべき指針として位置づけており、今後の取組の充実を図っているところです。誰一人取り残さない社会の実現をめざす SDGs の理念は、障がい福祉においても共有されるべき考え方です。そこで本計画においても、SDGs の実現に向け、計画全体を通して取り組んでいくものとします。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



注：17 のゴールのうち、特に本計画とかわりの深いゴールのロゴを示しています。

3 施策体系



第4章 施策の展開

1 理解と交流の促進

誰もが互いに尊重しあい、共に生活できる「共生のまちづくり」を進めるため、障がいのある人の社会参加の支援や地域で交流する機会の創出等を通じて、障がいや障がい者に対する正しい理解と認識を広めるとともに、ノーマライゼーション[※]やソーシャル・インクルージョンの考え方について、市民の理解促進を図ります。

現状と課題

- 市では、社会参加を支援するための手話通訳者[※]の派遣や移動支援を行うとともに、ボランティア活動の活性化を図っています。支援人材の高齢化や減少が課題となっています。
- 障がいのある人を対象としたアンケート調査では、最近3か月間に行った社会参加について、「特にない」が約4割で最も多くなっています。希望に応じて社会参加活動に取り組みやすい地域づくりが課題となっています。
- また、最近3か月間に行った活動と、今後したい活動とを比較すると、「趣味等の文化・芸術活動」、「スポーツ・レクリエーション活動」、「講座や講演会等への参加」で差が大きく、参加の機会が十分に確保できていないことがうかがえます。
- 関係団体への調査では、理解の促進や地域交流について、簡単ではないとしつつ、「障がい者本人や家族が幼少期から地域に入って参加することが一番わかってもらいやすい」と指摘されています。

(1) 交流ふれあいの場の充実

施策の方向

障がいのある人の社会参加を支援するとともに、ボランティア・NPO[※]、障がい者関係団体等が交流し、ふれあうことのできる場を充実することにより、ノーマライゼーションの理念を推進します。

推進施策

<p>①コミュニケーションと 社会参加の促進 【福祉課】</p>	<p>○障がいの特性に応じたコミュニケーション手段に対する理解と利用を促進するとともに、障がいのある人が円滑な情報取得とコミュニケーション手段を利用できるようにするための環境の整備に取り組みます。</p>
<p>②行事への参加 【福祉課】</p>	<p>○地域コミュニティ組織やボランティア団体等各種団体等が取り組む各種行事に障がい者の参加を積極的に推進します。 ○毎年、市障がい者スポーツ大会を実施しており、今後も障がい者の利用に配慮した会場の整備と必要なボランティアの確保に努めます。 ○お城まつりでの「愛のひろば」等各種行事への参画を促進し、社会参加の機会を増やします。</p>

(2) 地域福祉とボランティア活動の推進

施策の方向

障がい者を地域で支えていくためには公的な施策だけでなく、地域で共に支え合うことが大切です。自助・互助・共助・公助が上手く組み合わされた地域の支援体制をつくっていくため、引き続き「福祉協力員※」を市が委嘱し、地域での福祉活動の担い手を育成していきます。

また、引き続き地域ネットワークづくりを推進し、地域における福祉活動の担い手を育成していくとともに、市民のボランティア活動を充実させていくために、ボランティアの自主性や自立性を尊重しつつ、ボランティア活動に参加しやすい環境の整備を進めます。

推進施策

<p>①ボランティア活動等への 支援 【社会福祉協議会】</p>	<p>○小・中学生の頃からボランティア活動への参加を通して福祉にかかわることで、福祉の心の醸成をめざします。 ○養成講座の開催やボランティア団体の会員募集の呼びかけ、各種活動内容の周知を行い、ボランティア活動の継続に努めます。</p>
<p>②地域で支える基盤づくり 【福祉課・社会福祉協議会】</p>	<p>○見守り・支え合いが必要な障がい者に対して、地域住民をはじめ、民生委員・児童委員※、福祉ママ※、社会福祉協議会※、福祉協力員、自治会等によるネットワークの形成を図ります。 ○地域の居場所「みんながオルデ通町」において、ボランティア活動の情報提供や交流の場づくりを進めます。</p>

2 保健・医療の充実

障がいの原因の一つとなる疾病等の予防、早期発見・早期療育[※]等の対応を図るとともに、障がい者の心身の健康の維持・増進・回復を図るため、関係機関と密に連携しながら、ライフステージ[※]や心身の状況に応じた保健・医療サービス、リハビリテーション[※]等の充実に努めていきます。

現状と課題

- 本市では、乳幼児健診の実施や、必要に応じた相談支援を実施することで、障がいや何らかの課題のある子どもの早期発見と、早期支援へとつなげています。また、自立支援医療[※]の実施等による医療面からの支援の充実に図るとともに、疾病・障がいの未然防止となる健康診断・健康相談・訪問指導等を実施しています。
- 長期入院している精神障がい者の地域生活への移行[※]を推進するため、関係機関・医療機関と連携・協働した取組を実施しています。
- 本市の手帳所持者数の推移をみると、身体障害者手帳[※]所持者数は緩やかな減少傾向ですが、療育手帳[※]所持者、精神障害者保健福祉手帳[※]所持者は増加傾向となっており、この分野で支援を必要とする人が増加しています。
- アンケート調査では、障がいのある人のうち、難病[※]等の診断を受けている人が8.9%、発達障がい[※]は8.0%、高次脳機能障がい[※]は1.3%となっています。また、何らかの医療機器を使用している人は、24.1%となっています。
- 障がい児を対象としたアンケート調査では、難病等の診断を受けている人が12.7%となっています。発達に不安を感じ医療機関を受診した人が89.0%、その中では、何らかの発達障がいの診断をされている人が多くなっています。
- 関係団体への調査では、常時医療的ケア[※]を必要とする人への支援の拡充の必要性や、リハビリテーションを受けられる医療機関の不足について、指摘されています。

(1) 障がいの発生予防と早期発見・早期支援

施策の方向

疾病の早期発見、早期治療対策を実施し、障がいの発生予防に引き続き取り組みます。また、妊産婦及び乳幼児の保健対策を充実させ、妊娠期からの切れ目のない支援の提供を図ります。児童虐待予防防止対策も視野に入れた健診体制の充実に図り、相談と並行して、支援が必要な親子については、個別のかかわりを大切にしたい取組を実施します。

推進施策

<p>①疾病予防対策（生活習慣病予防等）の実施 【健康課】</p>	<p>○健康教育・健康相談・訪問指導等の実施により、がん、脳血管疾患、心・腎疾患、糖尿病等の生活習慣病や精神疾患の予防対策を推進し、障がいの発生予防に努めます。</p>
<p>②母子保健事業の充実 【健康課】</p>	<p>○子どもの発達の節目において健康診査※を行い母子の健康の保持を図るとともに、支援が必要な子どもの早期発見、早期支援と保護者への相談支援の充実に取り組みます。</p>
<p>③相談体制の充実 【健康課・子育て支援課】</p>	<p>○子どもの精神発達やきこえやことばの発達、または子どもの発達に関する保護者の悩みについて、児童心理司、言語聴覚士、臨床心理士による相談を充実させ、不安の軽減や子育て支援を行います。</p> <p>○子育てに関する情報の配信を行います。「ハッピーサポート丸亀」と「あだあじお」が連携し、「まる育サポート」として出産から育児まで、継続的な相談支援を行います。</p>

（２）医療・リハビリテーション※の充実

施策の方向

地域医療体制及び緊急医療体制の強化の施策については、重要であり、今後も継続して事業を実施します。自立支援医療※、重度心身障がい者医療を継続して実施し、適切な医療を、必要に応じて安心して受けられる環境づくりに努めていきます。

推進施策

<p>①地域医療体制及び緊急医療体制の強化 【健康課】</p>	<p>○適切な医療が確保されるよう、関係機関と協力して、地域医療体制及び緊急医療体制の情報提供や連携の強化を図ります。</p>
<p>②医療・給付制度の充実 【福祉課】</p>	<p>○精神通院医療、人工透析・心臓手術等の更生医療、身体障がい児の育成医療等の自立支援医療と市が実施する重度心身障がい者医療等により、引き続き障がい者・児が安心して適切な医療が受けられるよう努めます。</p>
<p>③医療的ケア※を必要とする人の支援の充実 【福祉課・健康課】</p>	<p>○常時医療的ケアを必要とする人が、必要な支援を受けられるよう、県や医療機関と連携しながら、医療的ケアを伴うサービスが提供できる事業所の確保等の支援体制の充実を図ります。</p>

(3) 精神保健福祉対策の推進

施策の方向

長期入院している精神障がい者が、地域でその人らしく安心して暮らせるよう、本人や家族を中心として、市・相談支援事業所・医療機関等の関係機関が連携・協働しながら地域移行を推進していきます。

入院中の精神障がい者やその家族、医療機関等から地域移行・地域定着の相談があった場合は、精神保健担当職員と相談支援事業所が連携し、早期からかかわる事で地域移行を支援していきます。具体的には、退院後利用できる制度や相談体制等の説明を行い、本人や家族等の不安を解消するよう努めます。また、居宅生活を支えるための福祉サービスの利用体制を整え、サービス担当者会等を通じて関係機関が情報を共有しながらチームとして対応していきます。地域への移行後も本人や家族の思いに寄り添いながら、必要に応じて福祉サービスの見直しを行い、地域定着を図ります。

推進施策

①地域移行・定着の推進 【福祉課】	○退院後の適切な支援が確保されるよう、医療機関、保健所、相談支援事業所等と連携協働し、地域生活をチームで支援していきます。また、日中活動の場の自立訓練、就労支援等の充実を図ります。 ○相談窓口への来所が困難な人を対象としてアウトリーチ※型の相談支援を実施します。
②出前講座等の実施 【福祉課】	○保健所・医療機関と連携して長期入院患者へ出前講座等を行い、障がい福祉サービスや地域移行後の支援体制等の情報を提供します。それにより、本人が退院によるイメージを持ち、地域移行への意欲が高まるよう支援していきます。

(4) 難病※等に関する施策の推進

施策の方向

難病患者等の今後の病状の変化や進行を踏まえ、ニーズ※を的確に聞き取り、必要な患者に必要な支援が確実に提供される体制を確立していきます。

推進施策

<p>①障がい福祉サービス等の 利用支援 【福祉課】</p>	<p>○難病[※]患者等の療養生活を支援するため、各種の保健・医療・福祉のサービスを充実させるとともに、関係機関の連携を図ります。</p> <p>○障がい福祉サービス等の提供にあたっては、必要とする人に支援を届けるための情報提供の充実を図るとともに、難病等の特性（病状の変化や進行、福祉ニーズ[※]等）に配慮した支援に努めます。</p> <p>○県等と連携して、小児慢性特定疾患の人への情報提供や、支援の充実に取り組めます。</p>
--	--

3 教育・保育の充実

障がいの有無にかかわらず、一人ひとりの個性が尊重され、地域で共に学び、育つことは、住み慣れた地域で暮らし、豊かな生活を送るうえで非常に重要な要素となるものです。地域の学校・保育所等と特別支援学校[※]、関係機関等の緊密な連携のもとに、障がいの状況や特性等に応じて、一人ひとりの個性や可能性を伸ばす教育・保育の推進を図ります。

現状と課題

- 本市では、医師、大学関係者、保護者、教員等によるネットワークを利用した巡回相談システムを構築し、幼児児童生徒の個別ニーズに沿った教育・保育を推進しています。また、特別支援学級[※]に在籍する全児童の個別の教育支援計画の作成・活用や教職員・支援員研修、特別支援学校との連携・交流等を通じ、インクルーシブな教育の充実に取り組んでいます。
- 障がい児を対象としたアンケート調査では、在籍している学校について、特別支援学校という回答は6～11歳では16.3%、12～14歳では64.7%となっており、中学校段階から特別支援学校に通学する人が多いことが示されています。
- また、障がいのある子どもの通学・通園・通所先に希望することとして「個々のニーズに応じた支援を行う」が70.3%と最も高く、次いで「先生が障がいへの理解を深める」が66.9%、「就学や進路相談を積極的に行う」が33.9%となっています。
- 関係団体への調査では、地域の学校においてはグレーゾーンの子が多くなってきている中、支援の必要な子に支援が十分行き届いていない場合があることが指摘されています。

(1) 就学前教育・保育の充実

施策の方向

乳幼児期は人として社会で生きていくための基本となる力を獲得する重要な時期であることから、障がい児にも等しく就学前教育・保育を保障できるよう、今後とも継続して障がい児保育の充実を図ります。

推進施策

①保育所・幼稚園等における障がい児保育の充実 【幼保運営課】	○就学前の障がい児（発達障がい※を含む）を保育所・幼稚園等で受け入れ、保育士・支援員等を加配し、健常児と共に集団保育を行うことで社会性を育て、周りの幼児にも障がい児と共に育ちあう中でなかま意識を育てます。
-----------------------------------	--

(2) インクルーシブ教育システム※の構築

施策の方向

インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、すべての子どもたちが共に学ぶことができ、合理的配慮※により一人ひとりの特性・能力に応じた指導が受けられる教育の推進に努めます。現在実施している事業の充実を図るとともに、各校において、より専門的実践的な研修ができるよう努めます。

推進施策

①障がいのある子どもに対する教育の充実 【幼保運営課・学校教育課】	○障がいのある児童・生徒個々の教育的ニーズ※に応じた適切な教育課程の編成や支援体制を整備し、自立し社会参加するための資質や能力を育てます。 ○丸亀市巡回カウンセリング事業（医師、大学関係者、保護者、教員等によるネットワークを利用した巡回相談システム）により、支援が必要な幼児児童生徒の支援ニーズを把握し、担任、特別支援教育コーディネーター※、管理職と相談員が相談し、今後の支援に努めます。 ○特別支援学級※に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒については、個別の教育支援計画を作成し、長期的な視点での教育・支援に効果的に活用します。 ○特別支援教育※や人権に関する研修を実施し、教育に携わるすべての人の、障がい者理解推進及び指導力等の資質の向上を図ります。
--------------------------------------	---

<p>②特別支援学校*等との連携強化 【福祉課】</p>	<p>○丸亀養護学校をはじめとした障がい関連教育機関と、福祉関係機関との連携を強化し、継続的なサービスの提供に努めます。</p>
<p>③理解と交流の促進 【学校教育課】</p>	<p>○子ども同士の相互理解を深めるために、交流及び共同学習の一層の推進と、その教育内容の充実を図ります。またお互いの違いや個性を認め、お互いの人権を尊重する教育の充実を推進します。</p>

4 生涯学習・文化芸術・スポーツ等の振興

障がい者が生涯を通じて文化芸術活動やスポーツ活動等を楽しむこと、またこれらの学びの機会が得られるよう支援の充実を図ります。障がいの有無にかかわらず誰もが文化芸術活動やスポーツ活動等を通じて交流できる環境づくりを推進します。

現状と課題

- アンケート調査では、最近3か月以内に「趣味等の文化・芸術活動」や「スポーツ・レクリエーション活動」に参加した人は、いずれも1割前後にとどまっており、障がい者の文化芸術活動やスポーツ活動への参加の拡大と、そのための環境整備が引き続き課題となっています。
- 平成30年に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行され、障がい者による文化芸術活動の幅広い促進、障がい者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援、障がい者が創造する文化芸術の作品等の発表や障がい者による文化芸術活動を通じた交流等を促進することによる住みよい地域社会の実現等に取り組むことが、地方公共団体の責務として定められています。

(1) 生涯学習・文化芸術活動の振興

施策の方向

障がい者が心豊かに生きがいのある生活を送れるよう、地域における学びの機会の充実を図ります。また、文化芸術活動への参加機会の充実や参加しやすい環境づくりに努めます。障がい者の文化芸術活動を支援する仕組みづくりや文化芸術活動を通じた交流等を促進し、共生社会の実現に向けた具体的な取組を検討します。

推進施策

<p>①生涯学習・文化芸術活動等の推進 【生涯学習課・文化課】</p>	<ul style="list-style-type: none">○第3次丸亀市生涯学習推進計画に基づき、障がい者に配慮した学習情報や機会の提供に努め、障がい者の社会活動への参加を促進します。○障がい者による文化芸術活動の推進に関する基本計画の策定を検討するとともに、障がい者の文化芸術活動を支援するための「人」と「場」の充実に向けた仕組みづくりに努めます。○障がいの有無にかかわらず、誰もが同様に文化芸術を鑑賞し文化芸術活動に参加できるアクセシビリティ[※]の充実、文化芸術の創造や発表ができる機会の創出、一緒に参加し、交流できる文化芸術活動の場の創出に取り組みます。○「豊かな人間性を育む」、「誰一人孤立させない」、「切れ目ない支え合い」を基本理念とする新市民会館「(仮称)みんなの劇場」が、障がい者の文化芸術活動の拠点となるよう整備を進めます。
---	--

(2) スポーツ等の振興

施策の方向

障がいの有無にかかわらず、スポーツ・レクリエーション活動を共に楽しむことができるよう機会の充実を図ります。障がい者スポーツ指導者団体等と連携し、スポーツを通じた障がい者の社会参加を推進します。

推進施策

<p>①スポーツ活動の推進 【スポーツ推進課・福祉課】</p>	<p>○第2次丸亀市スポーツ振興ビジョンに基づき、障がいの有無にかかわらず、市民がスポーツを通じて健康的な暮らしを実践できるよう施策を推進していきます。</p> <p>○丸亀市障がい者スポーツ大会や障がい者スポーツ・レクリエーション教室を開催し、障がい者スポーツの推進を図ります。</p> <p>○障がい者スポーツにかかわる指導者団体やNPO[※]等と連携し、障がい者スポーツの普及促進と、誰もが楽しめる環境づくりを進めます。</p>
-------------------------------------	--

5 生活支援の充実

障がい者が住み慣れた地域で、安心して生活が営めるよう、引き続き障がい福祉サービスや相談支援体制の充実に取り組み、障がい者が自立した生活を送ることができるよう支援します。また、障がい児が乳幼児期から学校卒業まで切れ目のない支援を身近な場所で受けることができる体制の整備を進めます。

現状と課題

- 市では、相談支援事業所や関係機関と連携するとともに、市内の3事業所に一般相談支援事業を委託し、障がい者や家族の相談支援体制の充実を図っています。また、事業所と連携して、適切な障がい福祉サービス等の提供を進めるとともに、施設入所者の地域生活への移行※支援に取り組んでいます。
- アンケート調査では、障がい福祉サービス等の利用について、身体障害者手帳※所持者では、全体的にサービスを利用していない人が多く、利用している中では日常生活用具給付等事業（11.7%）、生活介護（9.1%）、相談支援（9.1%）が多くなっています。療育手帳※所持者では、相談支援（41.9%）、就労継続支援（31.3%）、移動支援（31.3%）、生活介護（26.3%）が多く利用されています。精神障害者保健福祉手帳※所持者では、相談支援（16.3%）、就労継続支援（8.5%）、生活介護（7.1%）が比較的多く利用されています。
- 今後利用したいサービスについてはいずれの障がいにおいても相談支援が多くなっていますが、それ以外では、身体障害者手帳所持者では居宅介護、移動支援が3割以上の利用希望があります。療育手帳所持者では相談支援、移動支援、短期入所が5割以上、日中一時支援、行動援護、生活介護、居宅介護が4割以上の利用希望があり、施設入所支援、共同生活援助、地域活動支援センターについても実際の利用と比較して利用希望が高くなっています。精神障害者保健福祉手帳所持者では、相談支援以外に3割以上の利用希望のあるサービスはなく、移動支援、居宅介護が比較的多く回答されています。
- 関係団体への調査では、サービスが利用しやすくなった反面、利用者が多くなり必要なときに利用できないという指摘や、地域生活支援拠点、グループホーム※・短期入所等の整備について行政等の努力を求める意見が示されています。
- 事業所を対象としたアンケート調査では、7割の事業所が、利用者からの依頼に対して、受け入れ（サービス提供）できなかったことがあると回答しており、その理由として「受け入れる余裕がなかった（職員体制等）」という回答が最も多くなっています。不足しているサービスの定員増員や新規参入が進まない理由についても「職員の確保が困難」という回答が全体の4分の3を占めており、支援人材の確保が大きな課題となっていることがうかがえます。また、グループホームや短期入所のニーズ※が増加していることや、相談支援専門員※の確保が課題となっていること等が指摘されています。

(1) 相談支援体制の充実

施策の方向

支援を必要とする人に計画相談支援・障がい児相談支援を実施し、必要なサービスの提供に繋がっていきます。また、一般相談支援事業を引き続き実施し、障がい者・児や家族が相談しやすい体制づくりを、引き続き推進します。入所施設から地域生活への移行※にあたっては、継続的な支援体制の確保を図ります。

障がい者の地域生活支援の拠点として相談支援や緊急時の対応等を提供する地域生活支援拠点については、中讃西部圏域自治体との連携も視野に入れた取組を推進します。

推進施策

<p>①関係機関との連携強化 【福祉課】</p>	<p>○障害福祉相談所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター、保健所等の関係機関との連携を強化し、障がい者・児に対する相談体制の充実を図ります。</p> <p>○支援が困難な事例について、関係機関が集まりケース会議を開く等、解決に向けての支援体制の構築を進めます。</p> <p>○基幹相談支援センター※の整備を視野に入れた取組を推進します。</p>
<p>②多様な障がいに応じた相談体制の整備 【福祉課】</p>	<p>○障がいのある人や家族等の相談窓口として、市内にある相談支援事業所で相談業務を実施していきます。</p> <p>○計画相談支援や障がい児相談支援により障がい者・児の自立した生活を支え、障がい者・児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、相談支援事業所と連携して支援を行います。</p> <p>○成人の発達障がい※について、啓発や相談支援の充実を図ります。</p>
<p>③地域生活支援拠点の整備 【福祉課】</p>	<p>○障がい者が保護者から自立して、地域での生活を継続するうえで、支援の拠点となる地域生活支援拠点の整備について、求められる機能やそれに対応した地域資源※の現状等を踏まえ、中讃西部圏域の自治体や県とも連携しながら整備の方向性を検討します。</p>
<p>④相談支援窓口の周知 【福祉課】</p>	<p>○相談支援事業について広く市民が知ることができるよう、相談窓口や相談内容に関する情報提供・情報発信を図ります。</p>

(2) 在宅サービス等の充実

施策の方向

障害者総合支援法[※]等に基づく障がい福祉サービス等について、事業所等と連携して適切な提供体制の確保に努めます。また、地域での生活を支えるために、医療機関、相談支援事業所等関係機関と連携しながら、施設入所者等の地域移行を進めていきます。

推進施策

①障がい福祉サービス等の利用促進 【福祉課】	○障がい福祉サービス等の周知を図り、在宅の障がいのある人の福祉向上を推進します。 ○障がい福祉サービス事業所等の関係機関と連携しながら、適切なサービスが必要な人に届くよう、体制の充実を図ります。
②施設入所者等の地域移行の推進 【福祉課】	○施設入所者等が円滑に地域生活に移行し、継続していくための必要な支援について取り組みます。
③地域における生活の場の支援 【福祉課】	○グループホーム [※] の入居についての情報提供や医療機関との連携等、地域における障がい者の生活の場の支援を行います。

(3) 障がい児支援の充実

施策の方向

早期からの関係機関との連携協働により、早期療育[※]の重要性を普及啓発していくとともに、障がい児の将来を見据えた支援をしていきます。放課後児童クラブにおける障がい児の受け入れはインクルーシブな環境づくりの上からも重要な課題であり、引き続き継続して事業を実施します。

推進施策

①在宅の障がい児に対する支援の充実 【福祉課】	○障がい児通所支援を必要とする子どもが増加しており、適切な時期にサービスが利用できるよう、提供体制の充実に努めます。
②放課後児童クラブ等における障がい児の受け入れ促進 【教育委員会総務課】	○支援員の加配や研修参加を促進し、障がい児の受け入れ体制の充実に努めます。

6 雇用・就業の確保

障がい者の雇用・就業の確保は、労働による経済的な自立を図るとともに、就労を通じた社会参加として重要な意義があります。就業の場における障がいを理由とした差別の解消や、雇用者による合理的配慮[※]の提供を促進し、障がい者の雇用率向上を図るとともに、就労後の職場定着を支援します。また、一般企業等への就職が困難な人を対象とする働く場・活動の場の充実等、関係機関とともに多様な形態の就労の場の確保に努めます。

現状と課題

- 市では就労移行支援事業等を通じた障がい者の一般就労[※]を促進するとともに、障害者就業・生活支援センターを通じた訓練・就労支援・就労定着支援に取り組んでいます。また、障がい者就労施設等における工賃向上を図るため、物品調達方針[※]に基づき、調達実績を公表するなどの取組を推進しています。
- アンケート調査では、障がい者で就労している人について、身体障害者手帳[※]所持者では「正社員で他の職員と勤務条件は同じ」が44.9%で最も多い一方、療育手帳[※]所持者・精神障害者保健福祉手帳[※]所持者では「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」がそれぞれ48.4%、63.0%で最も多くなっています。仕事をするうえで困っていることについては、「給料が少ない」がいずれの障がいでも最も多くなっています。
- 現在就労していない人のうち、今後収入を得る仕事をしたいと思っているのは、身体障害者手帳所持者と療育手帳所持者で約2割、精神障害者保健福祉手帳所持者の約4割となっています。障がい者が働くことを支援するために必要なことについては、いずれの障がいでも「職場の上司や同僚が障がいに対する理解があること」が最も多く、次いで「通勤手段の確保」、「短時間勤務や勤務日数の配慮」、「職場で介助や援助が受けられること」といった回答が多くなっています。
- 事業所を対象とした調査では、工賃の向上についての困難や市や県からの支援の必要性についての指摘があります。
- 平成25年に改正された障害者雇用促進法が平成28年に施行され、雇用の分野における障がいを理由とする差別的取扱いの禁止や、事業主に対し、障がい者が職場で働くにあたっての支障を改善するための合理的配慮の義務付け等が規定されています。

(1) 総合的な就労支援

施策の方向

就労移行支援事業所や障害者就業・生活支援センター、香川障害者職業センター、ハローワーク等と連携し、一般就労[※]を促進していきます。障がいのある人の働く場所を確保するため、改正障害者雇用促進法に基づく差別の禁止や合理的配慮[※]の提供義務等について、事業主への周知・啓発活動等を通じて障がい者雇用に対する理解を深め、障がい者雇用率の向上を図ります。また一般就労が困難な障がい者の社会参加を促進するため、福祉的就労[※]の充実を図ります。

推進施策

<p>①一般就労の促進 【福祉課・職員課】</p>	<p>○障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所等と連携し、一般就労を促進します。</p> <p>○中讃西部地域自立支援協議会[※]・就労支援部会においてネットワークづくりを行い、障がい者の就労をサポートしていきます。</p> <p>○丸亀市における障がい者活躍推進計画を策定し、本市職員の障がい者採用については法定雇用率[※]以上をめざすとともに、障がいのある職員が安心して働ける環境づくりに努めます。</p>
<p>②福祉的就労の充実 【福祉課】</p>	<p>○就労継続支援事業所による就労活動や、生産的活動を行う地域活動支援センター等を支援し、福祉的就労の充実を図っていきます。</p>

(2) 工賃向上への支援

施策の方向

障がい者就労施設等からの物品調達方針[※]をたて、調達実績を公表しています。また、庁内会議において、物品購入等の際に優先的な利用を依頼し、障がい者就労施設等の収入の安定と向上を図ることで、就労する障がい者の所得の向上につなげます。

推進施策

<p>①障がい者就労施設等が提供する物品やサービスの優先購入の推進 【福祉課】</p>	<p>○障がい者就労施設等からの物品調達方針をたて、調達実績を公表します。また、庁内会議において、物品購入等の際、優先的な利用を依頼します。</p> <p>○職員連絡用の庁内電子掲示板に、障がい者就労施設等における調達可能な物品リストを掲載し調達を進めます。</p>
---	---

7 生活環境の整備

障がい者が、地域で安全に安心して暮らしていくためには、生活基盤である暮らしやすい住宅の確保や生活空間のバリアフリー※化、防災・防犯・交通安全面での障がい者への配慮等が欠かせません。このため、障がい者をはじめとするすべての人が快適に暮らせるよう、住宅や公共施設、道路、交通機関等の環境整備を進めるとともに、地域をあげた防災・防犯対策、支援体制づくりに努めます。

現状と課題

- 市では公共施設・公営住宅のバリアフリー化を推進するとともに、新設の施設においてもユニバーサルデザイン※を基本とした整備を進めています。公共交通機関においては低床バスの導入、駅等のバリアフリー化、利用料金軽減制度、移動支援事業等を通じ、移動手手段の確保を図っています。
- 市内に福祉避難所※を25箇所指定するなど、災害時の支援体制の確保について関係機関との連携を進めています。避難行動要支援者制度への登録促進や、災害時の支援体制の確保に向けた取組が課題となっています。
- アンケート調査では、災害時に一人で避難できるかどうかについては、「できる」という回答は身体障害者手帳※所持者で32.7%、療育手帳※所持者で約14.4%、精神障害者保健福祉手帳※所持者で35.5%となっています。また、家族が不在の場合やひとり暮らしの場合に近所に助けてくれる人の有無については、「いる」という回答は2割程度にとどまっており、災害時の避難に課題を抱えている人が少なくないことが示されています。
- 災害時に困ることについては、身体障害者手帳所持者では「安全なところまで迅速に避難できない」が48.3%、療育手帳所持者では「周囲とコミュニケーションが取れない」が55.6%、精神障害者保健福祉手帳所持者では「投薬や治療を受けることができない」が53.9%で、それぞれ最も高くなっています。
- 関係団体への調査では、避難訓練を健常者中心に行うのではなく、日頃から障がい者や高齢者に合わせた訓練をしてほしいといった意見があります。

(1) 福祉のまちづくりの推進

施策の方向

公共施設の整備にあたっては、既存・新設にかかわらず、すべての人が安全かつ快適に利用しやすい施設となるよう、引き続き必要に応じた整備・改修等を進めます。

障がい者・高齢者の外出の手段のひとつであるコミュニティバスの運行は重要であり、継続し

て利用者増になるように事業を実施します。また、さらなる利用促進のため、路線・ダイヤの改正を検討します。

推進施策

①公共施設のユニバーサルデザイン※化の推進 【全庁】	○公共施設等におけるバリアフリー※化、新設の際に計画段階からのユニバーサルデザイン※化を推進し、障がいの有無にかかわらず誰もが利用しやすい施設となるよう整備を進めます。
②公共交通機関のバリアフリー化及び利用の促進 【都市計画課】	○低床バスの導入や、乗降しやすいようバス停と車両の離隔を小さくするなど、駅施設等のバリアフリー化に取り組みます。 ○コミュニティバスをはじめ、社会参加に必要な外出の手段である公共交通機関等の利用料軽減策についても、今後継続できるよう関係機関に働きかけます。

（２）生活環境整備の促進

施策の方向

長寿命化計画に基づき、今後市営住宅の建替えの際には、身体障がい者や高齢者向けの住宅を確保するとともに、引き続き定期募集や住替えでの対応に努めます。住まいのバリアフリー化等のための支援については、一定のニーズ※があり相談体制を整えて継続実施していきます。

推進施策

①公営住宅の整備 【住宅課】	○身体障がい者や高齢者のためのバリアフリーを取り入れた公営住宅の確保に努めます。
②住宅の整備支援 【福祉課】	○住宅改造に対する助成制度の周知に努めます。

（３）交通・移動対策の推進

施策の方向

「安心して歩ける歩行空間の確保」は、道路整備において基本的事項であるため、今後とも継続して実施します。障がい者の生活に必要な移動手段を確保し、通院や余暇活動等に対する支援を継続します。自動車の利用に対する支援は、障がい者の社会生活を促進する視点からも必要なため、継続実施します。

推進施策

<p>①道路など交通環境の整備 【建設課】</p>	<p>○障がい者や高齢者が安心して歩ける道づくりを計画的に行います。</p> <p>○障がい者の歩行の安全を確保し事故を防止するため、駅前・市役所周辺公共施設の近くを重点的に点字ブロック・音響信号等、交通環境の整備を推進します。</p>
<p>②障がい者の移動に関する支援 【福祉課】</p>	<p>○身体障害者手帳※・療育手帳※・精神障害者保健福祉手帳※所持者のうち、一定の条件を満たす人に福祉タクシーの利用支援を行うことにより、経済的負担の軽減を図ります。</p> <p>○障がい福祉サービスにおける乗降介助や同行援護、行動援護など必要なサービスの利用を促進します。</p>
<p>③自動車の利用に対する支援 【福祉課】</p>	<p>○障がい者の自動車の利用を支援するため、運転免許取得や改造費の助成等を行います。</p>

(4) 安全・安心な環境づくり

施策の方向

大規模災害の発生に備えるべく、関係機関や地域団体等と連携して支援を必要とする人の避難支援体制の整備を進めます。

社会的弱者（障がい者、高齢者、子ども、女性等）に対する犯罪被害防止活動を推進するため、今後も関係機関と連携し、事業を実施します。交通弱者に対する交通安全活動の推進のため、交通キャンペーンや教室において反射材の着用等、啓発活動を行います。

推進施策

<p>①防災・震災対策の充実 【福祉課・高齢者支援課・危機管理課】</p>	<p>○障がい者施設・高齢者施設・コミュニティ等との連携により、障がい者の避難支援体制の整備と強化を図ります。</p> <p>○特別養護老人ホーム等についても福祉避難所※の協定を締結していきます。</p> <p>○災害時に避難行動要支援者に対して支援できるよう、社会福祉協議会※や消防署等との情報共有を図り、連携に取り組みます。</p>
<p>②防犯・交通安全対策の推進 【危機管理課】</p>	<p>○障がい者や高齢者等をはじめとして、市民が犯罪事件や交通事故等の被害にあわないように、地域コミュニティ等への情報提供等を進めます。</p>

8 差別の解消と権利擁護※の推進

障がいがあることにより、様々なところで不平等な扱いや不合理な差別・偏見を受け、その人の生き方に制限が加えられることは、「基本的人権」にかかわる問題であり、障がい者だけでなく、すべての市民の問題として認識することが必要です。市民一人ひとりが、お互いの人権を尊重し合い、人権意識の高い市民・地域づくりに取り組むとともに、生活のあらゆる場面において障がい者の参加を阻む社会的障壁※の除去・軽減に取り組みます。

現状と課題

- 市では、障がい者の人権に関する記事の広報紙への掲載や、人権週間※等の時期をとらえた取組等を通じて、障がい者に対する理解や認識を深める啓発活動を行っています。また、障がい者の権利が適切に守られる環境整備に向け、虐待防止のための取組や成年後見制度※利用支援事業等を実施しています。
- アンケート調査では、障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことの有無について、「ある」という回答が身体障害者手帳※所持者では 18.9%、療育手帳※所持者では 42.5%、精神障害者保健福祉手帳※所持者では 34.0%となっています。障がい児を対象とした調査でも、年齢が上がるほど「ある」の割合が高くなっています。また、地域の人の障がいに対する理解についても、「理解している」という回答は1割台にとどまり、「あまり理解していない」または「全く理解していない」という回答が障がい種別によって差はありますが3～4割となっています。周囲の理解がまだまだ不足しているという実感を持っている人が少なくないことがうかがえます。
- 障害者差別解消法については、「知っている」という回答は障がい種別にかかわらず1割台にとどまっており、「知らない」が7割台と多くなっています。成年後見制度についても、知らないという回答が多数となっており、障がい者の権利を守る法制度について、障がい者自身への情報提供も課題と言えます。
- 平成 28 年 4 月に施行された障害者差別解消法では、障がいを理由とした差別を禁止するとともに、社会参加を阻む障壁を取り除くための合理的配慮※を提供しないことも差別に含まれると規定しています。また香川県でも、「香川県障害のある人もない人も共に安心して暮らせる社会づくり条例」が平成 30 年 4 月に施行され、差別等の紛争が発生した際の解決の手続き等を定めています。こうした法制度について周知・啓発していくことが必要です。

(1) 障がい者を理由とする差別の解消の推進

施策の方向

障がいの有無にかかわらず共に生きる社会をめざして、各種の学習・啓発の取組を行うとともに、障がい者の権利や社会的障壁※を取り除く取組の大切さについて、正しい理解と認識を深めるよう、継続して事業を実施します。

推進施策

<p>①障がい者差別解消への取組の充実 【福祉課・人権課】</p>	<p>○障害者差別解消法、障害者雇用促進法で規定された差別の禁止や合理的配慮※の提供の必要について、市民・事業者の理解促進のための取組を実施します。</p> <p>○障がいについての理解や認識不足による偏見や差別を持つことのないよう、また障がい者の人権を侵害する虐待や暴力が発生しないよう啓発活動を推進します。</p> <p>○外見からはわからない援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成された「ヘルプマーク」の普及・啓発に取り組みます。</p>
<p>②「障がい者週間※」の啓発活動 【福祉課】</p>	<p>○「障がい者週間」(12月3日～12月9日)を契機に、障がいと障がい者に対する正しい理解と認識を深めるための啓発活動を展開します。</p>

(2) 権利擁護※の推進

施策の方向

成年後見制度※を必要とする人が、適切に制度を利用し、地域で安心して本人らしい生活を続けられるように、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築し、中核機関の体制整備を行います。虐待防止施策は法律に基づく事業であり、今後も継続実施します。

推進施策

<p>①成年後見制度の普及啓発 【福祉課・社会福祉協議会】</p>	<p>○中核機関の機能を担う後見センターまるがめ(丸亀市社会福祉協議会※)と連携し、成年後見制度の広報啓発に努めるとともに、意思決定の困難な障がい者が財産管理や福祉サービスの利用等で自己に不利益となる契約を結ぶことがないよう、成年後見制度等の利用支援を行います。</p>
---------------------------------------	---

	<p>○障がい者の権利が守られ地域で安心して生活できるよう、後見センターまるがめを支援し、福祉サービスや後見人等を含む地域連携ネットワークの構築を推進します。</p> <p>○法人後見事業を実施する団体や親族後見人等への支援を行います。</p>
<p>②虐待防止施策の推進 【福祉課】</p>	<p>○虐待対応の窓口となる虐待防止センター等の各相談機関の体制の充実を図るとともに、障がい者虐待通報の受理、虐待を受けた障がい者の保護、養護者への指導・助言、虐待防止に関する広報・啓発等を推進します。</p>

9 行政サービス等における配慮の推進

市の事務・事業の実施にあたっては、障害者差別解消法（平成 28 年 4 月施行）に基づき、障がい者が必要とする配慮を行うことが求められます。また、障がい者が、その権利を円滑に行使することができるよう留意することが求められます。

現状と課題

- 市では、障がい特性に応じた情報提供やコミュニケーション手段の確保に取り組んでいます。また、「丸亀市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」を策定し、職員がその事務または事業を行うにあたっての不当な差別的取扱いの禁止と、合理的配慮の提供等について定めています。
- アンケート調査では、障がい福祉サービスを利用しやすくするために必要なこととして、全体では「申請や手続きの方法の簡素化」が 56.5%で最も高く、次いで「障がいの状態に応じた情報提供」が 44.9%となっています。行政サービス等の手続きや情報提供における配慮を充実させていくことが、引き続き課題です。
- 福祉に関する情報をどこで知っているかについては、身体障害者手帳[※]所持者では、テレビ・ラジオ・新聞・雑誌（27.8%）、市の広報紙・ホームページ（27.3%）が多く、療育手帳[※]所持者ではサービスを受けているところ（施設、作業所、事業所）（38.8%）、精神障害者保健福祉手帳[※]所持者では病院（34.8%）が多くなっています。情報の周知のためには多様な情報提供の手段を活用することが求められます。
- 現在市では、仮称「丸亀市手話言語条例」及び「丸亀市障がいのある人の情報保障及びコミュニケーション手段利用促進に関する条例」の制定を進めており、言語としての手話の理解と普及の促進や障がい者の情報コミュニケーションの支援の充実に向けた取組を推進します。

(1) 情報提供の充実とアクセシビリティ[※]の向上

施策の方向

あらゆる機会を通じて、情報提供や啓発活動を行っていくことで、十分な情報・コミュニケーションを確保し、知りたいことがわかるように支援します。また、障がいの状況に応じて円滑にコミュニケーションできるようにするための支援の充実を図ります。行政情報の提供等に当たっては、情報の利用しやすさに配慮した情報提供に努めるとともに、障がいがあっても受けとる情報量に格差が生じないように、障がい特性に応じた支援をします。また、障がい者が、その権利を円滑に行使することができるよう取組を推進します。

推進施策

<p>①情報提供の充実 【福祉課】</p>	<p>○障がいのある人やその家族への保健・医療・福祉の情報提供のため、「丸亀市保健福祉制度のいろいろ」の内容を充実するとともに、広報紙や市ホームページ等を活用し、必要な情報提供を行っていきます。</p> <p>○事業所、関係機関等においても、福祉サービスを中心とした情報提供に努めます。</p> <p>○各種福祉施策等の情報提供を広報・ホームページ等で行っていきます。社会福祉大会等を通じて、市民やボランティアに対する啓発活動に取り組みます。</p>
<p>②意思疎通支援[※]の充実 【福祉課】</p>	<p>○手話通訳、要約筆記の派遣事業等の充実に努め、社会参加を促進します。</p> <p>○手話奉仕員・要約筆記奉仕員の養成講座を開催し、聴覚障がい者の生活及び関連する福祉制度等についての理解と認識を深めるとともに、聴覚障がい者の社会参加をサポートする人材を養成します。</p>
<p>③行政情報のバリアフリー[※]化及びアクセシビリティの向上 【全庁】</p>	<p>○点字広報、声の広報を作成し、視覚障がい者の情報提供に努めます。</p> <p>○窓口における相談や手続き等において、必要に応じてコミュニケーションの支援を行えるよう、手話通訳者[※]の設置など環境整備に努めます。</p> <p>○図書館において、大活字本、点字本、拡大読書機、朗読CDの設置等、利用しやすい備品の設置と図書館資料の充実を図ります。</p>

(2) 行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進等

施策の方向

行政機関等における事務・事業において、障がいを理由とする差別の解消と合理的配慮[※]の提供を促進する取組の充実を図ります。

推進施策

<p>①行政機関等における合理的配慮の提供</p> <p style="text-align: right;">【全庁】</p>	<p>○「丸亀市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」に基づき、不当な差別的取扱いの禁止や、合理的配慮の提供について、具体的な事例に即して職員に求められる対応について定め、業務における徹底を図ります。</p> <p>○移動に困難を抱える障がいのある人等に配慮した投票所のバリアフリー[※]化や投票設備の設置等、投票所における投票環境の向上に努めます。また、指定病院等における不在者投票、郵便等による不在者投票の適切な実施の促進により、選挙の公正を確保しつつ、投票所での投票が困難な障がいのある人の投票機会の確保に努めます。</p>
<p>②行政機関等における障がい者理解の促進</p> <p style="text-align: right;">【全庁】</p>	<p>○行政機関等における障がいを理由とする差別の解消、合理的配慮の提供等についての取組の充実や、職員の障がい者理解の促進を図るため、研修等を通じてすべての職員の理解の向上を図ります。</p>

第5章 第6期障がい福祉計画

1 障がい福祉計画について

「丸亀市障がい福祉計画」は、「障害者総合支援法[※]」第88条第1項に基づく「市町村障がい福祉計画」であり、障がい福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業[※]の提供体制の確保に関する、本市の基盤整備を計画的に進めるために3年を1期として策定するもので、令和3年度から令和5年度の3年間で計画期間としています。策定にあたっては、国が示す「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下、「基本指針」と言う。）を踏まえるとともに、本市の障がい福祉施策の基本理念である「住み慣れた地域で健やかに暮らせるまちをめざして」及び障がい福祉施策を進めていくうえでの視点である「ノーマライゼーション[※]とソーシャル・インクルージョン」、「地域共生社会の実現」を共有するものとしています。

2 障がい福祉サービス等に関する政策動向

（1）障害者総合支援法の改正

平成30年4月に施行された障害者総合支援法の改正では、障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うことを目的として、主に以下のような制度の改正が行われています。

- 施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスである「自立生活援助」の創設。
- 就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行うサービスである「就労定着支援」の創設。
- 重度訪問介護の訪問先を、入院中の医療機関にも拡大。
- 障がい福祉サービスを利用してきた人が、65歳になり介護保険サービスに移行した場合の利用者負担軽減のための制度の整備。

（２）基本指針の改正

第６期計画の策定にあたり、改正された国の基本指針では、主に以下の点について見直しが行われています。

- 基本理念に係る事項の見直しとしては、地域生活を希望する人が地域での暮らしを継続できるような体制の確保、地域住民の主体的な取組や制度の縦割りを超えた包括的な支援体制の構築、障がい福祉サービス等の担い手となる人材の確保、障がい者の文化芸術活動の推進や読書環境の整備等について、充実が図られています。
- 相談支援の提供体制の確保については、各種機能の強化・充実に向けた検討の必要や、発達障がい[※]者等の支援の充実等について新たに記載されています。

３ 基盤整備方針

障がい福祉サービス等の提供体制については、サービスの見込み量の確保に加えて、地域生活への移行[※]の推進、障がい者の雇用・就労の促進や定着支援、地域における居住の場の確保、相談支援及び障がい児支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保、向上を図るため環境の整備等の施策展開が求められています。各種の法制度の改正や基本指針に基づき、次のような方針のもと、障がい福祉計画の推進に取り組みます。

（１）相談支援体制の充実

障がい者等が地域において自立した生活を営むため、障がい福祉サービスの提供体制を確保するとともに、多様なニーズ[※]に対応する相談支援体制の構築を図ります。障がい福祉サービスの利用にあたり作成されるサービス等利用計画において、個別事例における専門的な指導や助言を行うなど、十分な相談対応ができる体制整備を推進します。

また、利用者及び地域の障がい福祉サービスや相談支援等の実情把握に努め、指定特定相談支援事業所及び指定障がい児相談支援事業所充実のために必要な施策を推進します。

（２）必要とされる訪問系サービスの保障

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援）の充実を図り、必要な訪問系サービスを保障します。

（３）希望する障がい者等への日中活動系サービスの保障

希望する障がい者に日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、療養介護、短期入所及び地域活動支援センターで提供されるサービス）を保障します。

(4) 地域移行に向けた支援の充実

地域における居住の場の充実を図るとともに、地域移行支援及び地域定着支援、自立支援訓練事業等の推進により、施設入所・入院から地域生活への移行[※]を進めます。また、単身でも安心して生活を送れるようサービスの充実を図ります。

障がい者の重度化、高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を各関係機関が連携し、複数の機関が分担して障がい者の生活を地域全体で支える地域生活支援拠点の機能を担う体制の整備について、近隣自治体と連携して取り組みます。

(5) 福祉施設から一般就労[※]への移行等の推進

障がい者の雇用促進や離職者等への就職支援を図るため、関係機関や市内の企業等と連携協力し、就労支援の提供体制の整備を行うとともに、障がいを理由とする差別の解消や雇用においての合理的配慮[※]の提供等、雇用に関する啓発活動を推進します。

4 成果目標

障がいの有無にかかわらず地域で共に暮らす共生社会の実現に向け、地域生活移行や就労支援等の施策の充実を図るため、国の基本指針に従い、丸亀市障がい福祉計画にかかるアンケート及び、事業所・関係団体のヒアリング結果や第5期障がい福祉計画の進捗状況を踏まえて、令和5年度を目標年度とする成果目標を以下の通り設定します。

なお、目標の文章中にある「圏域」とは、中讃西部圏域（丸亀市、善通寺市、まんのう町、多度津町、琴平町で構成された圏域）とします。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

国の 基本指針	① 地域生活に移行する人数 令和5年度末時点で、令和元年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
	② 施設入所者の減少数 令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

●● 本市の目標 ●●

項目	数値	考え方
①地域生活に移行する人数 令和5年度末の目標値	7人	令和元年度末時点での施設入所者は108人であり、国の指針に基づいて算出した7人を第6期計画における目標値として設定します。
	6%	
②施設入所者の減少数 令和5年度末の目標値	2人	令和元年度末時点での施設入所者は108人であり、国の指針に基づいて算出した2人を第6期計画における目標値として設定します。
	1.6%	

■第5期計画の実績	目標値(A) (令和2年度)	実績(B) (令和元年度)	達成率(B/A) (令和元年度時点)
地域生活移行者数	9人	1人	11%
施設入所者減少数	2人	-10人	—

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム[※]の構築

国の基本指針	<p>長期入院患者の地域生活への移行[※]に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量</p> <p>都道府県が算定した令和5年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量(利用者数)を勘案して、当該市町村の区域における令和5年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量(利用者数)を定めること。</p>
--------	---

●● 本市の目標 ●●

項目	数値	考え方
精神保健医療福祉体制の基盤整備 令和5年度末の目標値	P72 参照	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向け、保健、医療及び福祉関係者による協議の場の充実に努めるとともに、地域生活への移行を支援する各種サービスの利用の促進に取り組みます。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

国の基本指針	地域生活支援拠点等の整備および運用状況の検証・検討 令和5年度末までの間、各市町村または各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本とする。
--------	--

●● 本市の目標 ●●

項目	数値	考え方
地域生活支援拠点等の整備 および運用状況 令和5年度末の目標値	1箇所	圏域で必要な機能とその整備方針について協議し、計画期間内の充実をめざします。
地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討 令和5年度末の目標値	12回	中讃西部地域自立支援協議会※において、地域生活支援拠点等の運用状況について、検証や検討を行います。

(4) 福祉施設から一般就労※への移行

国の基本指針	<p>① 一般就労への移行者数</p> <p>令和5年度までに、令和元年度実績の1.27倍以上の一般就労への移行実績を達成することを基本とする。そのうち、就労移行支援については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、引き続き現状の利用者数を確保するとともに、移行率の上昇を見込み、令和5年度までに、令和元年度実績の1.30倍以上の移行実績を達成することを基本とする。</p> <p>② 就労継続支援の利用者数</p> <p>就労継続支援A型及び就労継続支援B型については、一般就労が困難である者に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施するものであることから、その事業目的に照らし、それぞれ、令和5年度までに、令和元年度実績の概ね1.26倍以上、1.23倍以上をめざすこととする。</p> <p>③ 就労定着支援事業の利用者数</p> <p>就労定着支援事業の利用者数については、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。</p> <p>④ 就労定着率8割以上の事業所数</p> <p>就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。</p>
--------	--

●● 本市の目標 ●●

項目	数値	考え方
①-1 一般就労 [※] への移行者数 令和5年度の目標値	14人 127%	令和元年度の一般就労への移行者数の実績は11人であり、国の指針に基づいて算出した14人を令和5年度における目標値として設定します。
①-2 就労移行支援における移行者数 令和5年度の目標値	13人 130%	令和元年度の就労移行支援における一般就労への移行者数の実績は10人であり、国の指針に基づいて算出した13人を令和5年度における目標値として設定します。
②-1 就労継続支援A型事業における移行者数 令和5年度の目標値	1人 —	令和元年度の就労継続支援A型事業における一般就労への移行者数の実績は0人であり、全体として一般就労への移行者数の目標を達成できるよう、目標値を設定します。
②-2 就労継続支援B型事業における移行者数 令和5年度の目標値	—	令和元年度の就労継続支援B型事業における一般就労への移行者数の実績は1人となっています。引き続き事業所と連携して一般就労への移行の促進を図ります。
③ 就労定着支援事業の利用率 令和5年度の目標値	70%	就労移行支援事業を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用する者が7割以上となるよう取り組みます。
④ 就労定着率8割以上の事業所数 令和5年度の目標値	1箇所	本市の就労定着支援利用者が利用する事業所は現段階では1箇所のみであるため、この事業所の就労定着率を8割以上とすることを目標とします。

■第5期計画の実績	目標値(A) (令和2年度)	実績(B) (令和元年度)	達成率(B/A) (令和元年度時点)
一般就労への移行者数	5人	11人	220%
就労移行支援利用者数	20人	19人	95%
就労移行率が3割以上の事業所数	3箇所	3箇所	100%
就労定着支援利用者の就労定着率	80%	80%	100%

(5) 相談支援体制の充実強化等

国の基本指針	<p>相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制の確保</p> <p>令和5年度末までに、各市町村または各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。</p>
--------	--

●● 本市の目標 ●●

項目	数値	考え方
相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制の確保 令和5年度末の目標値	1箇所	令和5年度末までに基幹相談支援センター [※] を市または圏域で1箇所以上整備することを目標とします。

(6) 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

国の基本指針	<p>サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築【新規】</p> <p>都道府県及び市町村の職員は、障害者総合支援法[*]の具体的内容を理解するための取組を行い、障がい福祉サービス等の利用状況を把握し、障がい者等が真に必要なとする障がい福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望ましい。</p>
--------	---

●● 本市の目標 ●●

項目	数値	考え方
障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組 <u>令和5年度末の目標値</u>	9箇所	市が指定する指定特定相談支援事業及び指定障がい児相談支援事業所に定期的に指導監査を実施します。
市内相談支援事業所間で、情報交換や協議を行う場の設置 <u>令和5年度末の目標値</u>	3回	市内相談支援事業所間で、情報交換や協議を行う場を設け、サービス等の提供の検証や質の向上のための取組を行います。

5 障がい福祉サービス等の見込み量

【表の見方】

- ◎ **計画値**：平成30年度～令和2年度は、「第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画」の計画値を示しています。
- ◎ **実績値**：単位が「月当たり」の場合は、各年度末（3月）の利用量、単位が「年当たり」の場合は、各年度（4月～3月）の年間利用量を示しています。ただし、令和2年度は、計画策定時点までの利用実績から推計した「月当たり」または「年当たり」の見込み値を示しています。
- ◎ **見込み量**：令和3年度～令和5年度は、「第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画（本計画）」の見込み量を示しています。

障がい福祉サービス等の見込み及び確保方策について

丸亀市における障がい福祉サービスは、年々増加傾向にあります。身体障害者手帳[※]所持者数は減少傾向ですが、療育手帳[※]所持者数、精神障害者保健福祉手帳[※]所持者数は増加が続いており、いずれのサービスについても、基本的には引き続き利用者が増加する見込みとしています。

令和元年度と令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の流行の影響で、障がい福祉サービスの利用が減少傾向となっているため、見込み量の算出にあたっては、それ以前の利用実績を踏まえ、計画値が減少しないよう設定しています。なお、成果目標にある数値は、活動指標の見込み量にも反映させています。

必要となる福祉サービス等については、市内事業所と連携して提供体制の確保を図るとともに、必要に応じて近隣自治体及び近隣自治体の事業所とも連携した取組を進めます。また、中讃西部地域自立支援協議会[※]において、地域に不足する資源について検討し、必要なサービスを圏域で確保できるよう取り組みます。

(1) 訪問系サービス

●● 事業の概要 ●●

サービス名	内容
居宅介護（ホームヘルプ）	居宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、居宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動の支援等を総合的にを行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

●● 実績と見込み ●●

サービス名	単位		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	見込み量		
						令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問系サービス	時間	計画値	3,409	3,471	3,533	4,503	4,516	4,530
		実績値	3,770	3,908	3,938			
	人	計画値	175	179	183	235	236	237
		実績値	229	221	183			

※令和2年度の実績値は6月までの利用状況に基づく見込み量です（以下同様）。

※訪問系サービスの計画値・実績値は、サービスごとではなく、訪問系サービス全体の一括値を示しています。

※「時間」は「月当たりの延べ利用時間」、「人」は「月当たりの利用実人数」を示しています。

(2) 日中活動系サービス

●● 事業の概要 ●●

サービス名	内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型：雇成型・B型：非雇成型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	一般就労 [※] へ移行した障がい者について、必要な連絡調整や指導・助言等を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

●● 実績と見込み ●●

サービス名	単位		平成30年度	令和元年度	令和2年度	見込み量		
						令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人日	計画値	4,220	4,280	4,340	4,229	4,247	4,265
		実績値	3,994	4,129	4,065			
	人	計画値	211	214	217	234	235	236
		実績値	221	230	214			
自立訓練 (機能訓練)	人日	計画値	148	148	148	135	135	135
		実績値	90	111	126			
	人	計画値	7	7	7	11	11	11
		実績値	11	9	6			
自立訓練 (生活訓練)	人日	計画値	90	90	90	61	61	61
		実績値	30	12	30			
	人	計画値	6	6	6	6	6	6
		実績値	3	2	3			
就労移行支援	人日	計画値	240	270	300	212	232	252
		実績値	242	173	143			
	人	計画値	16	18	20	21	23	25
		実績値	24	19	7			

※「人日」は「月当たりの延べ利用日数」、「人」は「月当たりの利用実人数」を示しています。

サービス名	単位		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	見込み量		
						令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労継続支援 (A型)	人日	計画値	540	630	720	696	714	731
		実績値	539	662	610			
	人	計画値	30	35	40	40	41	42
		実績値	38	38	31			
就労継続支援 (B型)	人日	計画値	3,315	3,485	3,655	3,489	3,596	3,839
		実績値	3,266	3,443	3,468			
	人	計画値	195	205	215	229	236	252
		実績値	222	226	205			
就労定着支援	人	計画値	5	5	5	12	12	12
		実績値	5	4	12			
療養介護	人	計画値	34	34	34	39	39	39
		実績値	37	38	32			
短期入所 (福祉型)	人日	計画値	378	390	402	371	376	376
		実績値	326	366	243			
	人	計画値	63	65	67	80	81	81
		実績値	71	79	46			
短期入所 (医療型)	人日	計画値	20	20	20	17	23	23
		実績値	19	9	12			
	人	計画値	4	4	4	3	4	4
		実績値	3	2	2			

※「人日」は「月当たりの延べ利用日数」、「人」は「月当たりの利用実人数」を示しています。

(3) 居住系サービス

●● 事業の概要 ●●

サービス名	内容
共同生活援助 (グループホーム※)	夜間や休日、共同生活を行う住居で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
施設入所支援	障がい者支援施設に入所する人に、夜間や休日の入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。

●● 実績と見込み ●●

サービス名	単位		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	見込み量		
						令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助 (グループホーム※)	人	計画値	93	97	101	93	98	103
		実績値	89	92	82			
施設入所支援	人	計画値	96	96	96	108	107	106
		実績値	113	113	108			
自立生活援助	人	計画値	3	3	3	利用ニーズ※の把握に努め、今後のサービス実施を検討します。		
		実績値	0	0	0			

※「人」は「月当たりの利用実人数」を示しています。

(4) 相談支援

●● 事業の概要 ●●

サービス名	内容
計画相談支援	障がい者の課題の解決や適切なサービス利用のため、サービス等利用計画の作成を行います。また、一定期間ごとに計画内容の見直しも行います。
地域移行支援	障がい者支援施設や精神科病院に入所・入院している障がい者に、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出時の同行、住居確保、関係機関との調整等を行います。
地域定着支援	居宅において単身で生活している障がい者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

●● 実績と見込み ●●

サービス名	単位		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	見込み量		
						令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人	計画値	734	744	754	801	806	811
		実績値	765	789	786			
地域移行支援	人	計画値	3	3	3	3	3	3
		実績値	0	0	0			
地域定着支援	人	計画値	3	3	3	3	3	3
		実績値	0	0	0			

※「計画相談支援」の「人」は「年当たりの計画作成完了人数」を示しています。

※「地域移行支援」、「地域定着支援」の「人」は「年当たりの利用者数」を示しています。

(5) 地域生活支援事業※

地域社会における共生を実現するため、引き続きサービス量の確保と利用促進を図ります。

①理解促進研修・啓発事業

●● 事業の概要 ●●

地域住民に対して、障がい者に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行います。

●● 実績と見込み ●●

サービス名	令和2年度	見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施	実施		

②自発的活動支援事業

●● 事業の概要 ●●

障がい者やその家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動(ピアサポート※、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等)を支援します。

●● 実績と見込み ●●

サービス名	令和2年度	見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業	実施	実施		

③相談支援事業

●● 事業の概要 ●●

事業名	内容
障がい者相談支援事業	障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障がい福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障がい者等の権利擁護※のために必要な援助を行います。
基幹相談支援センター※	総合的な相談や成年後見制度※利用支援事業等を実施し、身近な地域の相談支援事業者では対応できない個別事例への対応や、地域の相談支援の中核的な役割を担います。
住宅入居等支援事業	一般の賃貸住宅への入居に支援が必要な障がい者等に、入居契約の手続きの支援や生活上の課題に対して関係機関から必要な支援を受けられるよう調整を行います。

●● 実績と見込み ●●

サービス名	単位		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	見込み量		
						令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい者相談 支援事業	箇所	計画値	3	3	3	3	3	3
		実績値	3	3	3			
基幹相談支援 センター※	箇所	計画値	0	0	1	0	0	1
		実績値	0	0	0			
住宅入居等支 援事業	箇所	計画値	0	0	1	0	0	1
		実績値	0	0	0			

※住宅入居等支援事業については現在丸亀では実施していませんが、圏域で実施することを自立支援協議会等で検討します。

④成年後見制度※利用支援事業

●● 事業の概要 ●●

障がい福祉サービスを利用しようとする障がい者で、成年後見制度利用の費用負担が困難な人に、必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行います。

●● 実績と見込み ●●

サービス名	単位		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	見込み量		
						令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度 利用支援事業	人	計画値	1	2	4	4	5	6
		実績値	0	3	3			

※「人」は「年間の利用実人数」を示しています。

⑤成年後見制度法人後見支援事業

●● 事業の概要 ●●

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行います。

●● 実績と見込み ●●

サービス名	令和2年度	見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度法人後見支援 事業	実施	継続		

※成年後見制度法人後見支援事業は、現在事業を実施している高齢者分野との連携を図っていきます。

⑥コミュニケーション支援事業

●● 事業の概要 ●●

事業名	内容
手話通訳者※・要約筆記者派遣事業	聴覚や音声・言語機能に障がいのある人、または聴覚や音声・言語機能に障がいのある人とコミュニケーションをとる必要のある人に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。
手話通訳者設置事業	聴覚や音声・言語機能に障がいのある人とのコミュニケーションをとるため、手話通訳者を市役所の窓口に配置します。

●● 実績と見込み ●●

サービス名	単位		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	見込み量		
						令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	人	計画値	19	20	21	20	20	20
		実績値	17	19	16			
手話通訳者設置事業	人	計画値	1	1	1	1	1	1
		実績値	1	1	1			

※手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業の「人」は「年間の利用実人数」を示しています。手話通訳者設置事業の「人」は、その年度の手話通訳者として業務にあたる者の配置数を示しています。

⑦日常生活用具給付等事業

●● 事業の概要 ●●

事業名	内容
日常生活用具給付等事業	障がい者に、日常生活に必要な用具を給付または貸与します。
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、訓練用いす、訓練用ベッド等
自立生活支援用具	入浴補助用具、特殊便器、聴覚障がい者用屋内信号装置等
在宅療養等支援用具	透析液加湿器、電気式たん吸引器、盲人用体温計等
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭、聴覚障がい者用情報受信装置等
排泄管理支援用具	ストマ装具、紙おむつ等、収尿器
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	障がい者の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

●● 実績と見込み ●●

サービス名	単位		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	見込み量		
						令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	件	計画値	5	5	5	7	7	7
		実績値	6	7	7			
自立生活支援用具	件	計画値	10	10	10	22	23	23
		実績値	22	15	18			
在宅療養等支援用具	件	計画値	10	10	10	18	18	18
		実績値	17	18	18			
情報・意思疎通支援用具	件	計画値	30	30	30	30	30	30
		実績値	27	23	25			
排泄管理支援用具	件	計画値	2,950	3,000	3,050	3,365	3,385	3,405
		実績値	3,298	3,053	3,200			
居宅生活動作補助用具	件	計画値	8	8	8	5	5	5
		実績値	5	7	5			

※「件」は「年間の利用延件数」を示しています。

⑧手話奉仕員養成研修事業

●● 事業の概要 ●●

事業名	内容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚に障がいのある人との交流活動の促進のため、市の広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。
要約筆記奉仕員研修事業	聴覚に障がいのある人等に話の内容を文字にして伝えることよって、コミュニケーションを円滑に図ることを支援する要約筆記奉仕員の養成研修を行います。

●● 実績と見込み ●●

サービス名	単位		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	見込み量		
						令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業	人	計画値	13	15	17	7	7	7
		実績値	5	7	7			
要約筆記奉仕員研修事業	人	計画値	8	10	12	5	5	5
		実績値	10	2	中止			

※「人」は「年間の利用実人数」を示しています。

⑨移動支援事業

●● 事業の概要 ●●

屋外での移動が困難な障がい者に、外出のための支援を行います。

●● 実績と見込み ●●

サービス名	単位		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	見込み量		
						令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	時間	計画値	20,398	20,774	21,150	23,105	23,207	23,309
		実績値	22,043	20,866	21,000			
	人	計画値	217	221	225	227	228	229
		実績値	222	205	210			

※「時間」は「年間の利用延時間数」、「人」は「年間の利用実人数」を示しています。

⑩地域活動支援センター

●● 事業の概要 ●●

事業名	内容
地域活動支援センターⅠ型	地域で生活する精神障がい者等の日中活動の場を提供し、利用を促進します。
地域活動支援センターⅡ型	通所の生活介護が利用できない身体障がい者等に、創作的活動・入浴・給食等のサービスを提供します。
地域活動支援センターⅢ型	自立支援給付の訓練等給付への移行ができるよう推進します。

●● 実績と見込み ●●

サービス名	単位		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	見込み量		
						令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センターⅠ型	箇所	計画値	4	4	4	4	4	4
		実績値	4	4	4			
	人	計画値	90	92	94	96	98	100
		実績値	54	37	37			
地域活動支援センターⅡ型	箇所	計画値	3	3	3	2	2	2
		実績値	3	3	2			
	人	計画値	50	52	54	56	58	60
		実績値	39	38	38			
地域活動支援センターⅢ型	箇所	計画値	2	2	2	2	2	2
		実績値	2	3	3			
	人	計画値	12	12	12	12	12	12
		実績値	8	6	6			

※「人」は「年間の利用者証交付数（人）」を示しています。

⑪訪問入浴サービス事業

●● 事業の概要 ●●

身体障がいにより居宅の浴槽での入浴が困難な人を対象に、居宅を訪問して入浴サービスを提供します。

●● 実績と見込み ●●

サービス名	単位		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	見込み量		
						令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス事業	箇所	計画値	1	1	1	1	1	1
		実績値	1	1	1			
	回	計画値	96	96	96	140	140	140
		実績値	48	94	140			

※「回」は「年間の利用延回数」を示しています。

⑫日中一時支援事業

●● 事業の概要 ●●

活動場所が必要な障がい者等に、活動の場を提供し、社会に適応するための日常的な訓練を行います。

●● 実績と見込み ●●

サービス名	単位		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	見込み量		
						令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	箇所	計画値	18	18	18	18	18	18
		実績値	18	18	15			
	回	計画値	2,400	2,400	2,400	4,000	4,000	4,000
		実績値	3,842	3,868	3,800			

※「回」は「年間の利用延回数」を示しています。

⑬福祉ホーム事業

●● 事業の概要 ●●

低額な料金で居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います。

●● 実績と見込み ●●

サービス名	単位		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	見込み量		
						令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉ホーム事業	箇所	計画値	2	2	2	2	2	2
		実績値	2	2	2			
	人	計画値	11	11	11	11	11	11
		実績値	8	8	8			

※「人」は「年間の利用実人数」を示しています。

6 その他の活動指標

障がい福祉サービスの見込み量以外に、障がい者支援体制の整備にあたり、国の指針において充実が求められる活動指標について、次のように計画を定めます。

(1) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム※の構築

●● 事業の概要 ●●

事業名	内容
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の一年間の開催回数の見込みを設定します。
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあっては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込みを設定します。
精神障がい者の地域移行支援	現に利用している精神障がい者の数、精神障がい者等のニーズ※、入院中の精神障がい者のうち、それぞれのサービスの利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。
精神障がい者の地域定着支援	
精神障がい者の共同生活援助	
精神障がい者の自立生活援助	

●● 実績と見込み ●●

サービス名	単位		令和2年度	計画値		
				令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回	計画値	—	6	6	6
		実績値	1			
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人	計画値	—	25	25	25
		実績値	25			
精神障がい者の地域移行支援	人	計画値	—	1	1	1
		実績値	0			
精神障がい者の地域定着支援	人	計画値	—	1	1	1
		実績値	0			
精神障がい者の共同生活援助	人	計画値	—	56	59	62
		実績値	53			
精神障がい者の自立生活援助	人	計画値	—	利用ニーズの把握に努め、今後のサービス実施を検討します。		
		実績値	0			

※「回」は「年間の開催回数」を示しています。「保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数」の「人」は「協議の場1回当たりの参加者数」を示しています。

※「精神障がい者の地域移行支援」、「精神障がい者の地域定着支援」の「人」は「年当たりの利用者数」を示しています。「精神障がい者の共同生活援助」、「精神障がい者の自立生活援助」の「人」は「月当たりの利用実人数」を示しています。

(2) 発達障がい※者等に対する支援

●● 事業の概要 ●●

事業名	内容
ペアレントトレーニング※ やペアレントプログラム等 の支援プログラム等の受講 者数	現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、受講者数の見込みを設定します。
ピアサポート※の活動への 参加人数	現状のピアサポートの活動状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、数の見込みを設定します。

●● 実績と見込み ●●

サービス名	単位		令和2年度	計画値		
				令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングやペア レントプログラム等の支援プロ グラム等の受講者数	人	計画値	-	6	6	6
		実績値	0			
ピアサポートの活動への参加 人数	人	計画値	-	2	2	2
		実績値	0			

※「人」は「年間の利用実人数」を示しています。

(3) 相談支援体制の充実・強化

●● 事業の概要 ●●

事業名	内容
地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込み、地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込み、地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数を見込みをそれぞれ設定します。

●● 実績と見込み ●●

サービス名	単位		令和2年度	計画値		
				令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域の相談支援事業者に対 する訪問等による専門的な 指導・助言件数	件	計画値	-	3	6	3
		実績値	4			
地域の相談機関との連携強 化の取組実施件数	件	計画値	-	12	12	12
		実績値	7			

※「件」は「年間の実施件数」を示しています。

(4) 障がい福祉サービスの質を向上させるための取組

●● 事業の概要 ●●

事業名	内容
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定します。

●● 実績と見込み ●●

サービス名	単位		令和2年度	計画値		
				令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	人	計画値	-	7	7	7
		実績値	7			

※「人」は「年間の利用実人数」を示しています。

(5) 地域生活支援拠点等の整備

●● 事業の概要 ●●

事業名	内容
地域生活支援拠点等の整備と充実	地域生活支援拠点等の設置箇所数と地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数を設定します。

●● 実績と見込み ●●

サービス名	単位		令和2年度	計画値		
				令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域生活支援拠点等の設置箇所数	箇所	計画値	1	1	1	1
		実績値	1			
機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数	回	計画値	-	12	12	12
		実績値	8			

※「回」は「年間の実施回数」を示しています。

第6章 第2期障がい児福祉計画

1 障がい児福祉計画について

本計画は、「児童福祉法」第33条20第1項に基づく「市町村障がい児福祉計画」であり、障がい児通所支援等の障がいのある児童を対象とした支援サービスに係る必要な量の見込みと確保のための方策を定めるものです。

計画期間、基本理念、基盤整備方針については、第5章で示した障がい福祉計画と共通とします。

2 障がい児通所支援等に関する政策動向

(1) 児童福祉法の改正

平成30年4月に施行された児童福祉法の改正では、障がい児支援のニーズ^{*}の多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るため、主に以下のような制度の改正が行われています。

- 外出することが著しく困難な障がい児に発達支援が提供できるよう、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスである「居宅訪問型児童発達支援」の創設。
- 保育所等訪問支援の支援対象を乳児院や児童養護施設に入所している障がい児にも拡大。
- 医療的ケア^{*}児が、地域において必要な支援を円滑に受けられることができるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備。

(2) 基本指針の改正

第2期計画の策定にあたり、改正された基本指針では、障がい児支援について、主に以下の点について見直しが行われています。

- 障がい児支援の提供体制の確保については、児童発達支援センター^{*}の機能強化や保育・保健医療・教育等の関係機関との連携体制の充実、重症心身障がい児や医療的ケア児への支援の充実等について記載の充実が図られています。
- 障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の確保に係る目標の設定については、障がい福祉計画に含めるべき各種の目標設定について、見直された基準や障がい児支援等に関する新たな指標の設定について示されています。

3 計画の成果目標

(1) 国の基本指針

国が定めた基本指針に基づく令和5年度末における成果目標は以下のとおりです。

項目	内容
児童発達支援センター※の設置	令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも1箇所以上設置することを基本とする。
保育所等訪問支援の実施	令和5年度末までに、各市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または各圏域に少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。
医療的ケア※児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	令和5年度末までに、各市町村または各圏域において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

(2) 本市の目標設定

国の基本指針に基づく成果目標については、本市においてはいずれも達成済みとなっているため、新たな目標設定は行いませんが、県・近隣自治体・事業所と連携して引き続きサービスの充実を図るものとします。

4 障がい児へのサービスの見込み量

障がい児福祉サービス等の見込み及び確保方策について

丸亀市における障がい児へのサービスは年々増加傾向にあり、いずれのサービスについても、基本的には引き続き利用者が増加する見込みとしています。必要となるサービスについては、市内事業所と連携して提供体制の確保を図るとともに、必要に応じて近隣自治体及び近隣自治体の事業所とも連携した取組を進めます。また、中讃西部地域自立支援協議会※において、地域に不足する資源について検討し、必要なサービスを圏域で確保できるよう取り組みます。

(1) 児童発達支援

●● 事業の概要 ●●

就学前の障がいのある児童に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。

●● 実績と見込み ●●

サービス名	単位		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	見込み量		
						令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人日	計画値	904	1,096	1,288	1,659	1,788	1,917
		実績値	874	1,214	1,437			
	人	計画値	113	137	161	245	264	283
		実績値	111	214	230			

※「人日」は「月当たりの延べ利用日数」、「人」は「月当たりの利用実人数」を示しています。

(2) 医療型児童発達支援

●● 事業の概要 ●●

就学前の上肢、下肢または体幹機能に障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練及び治療を行います。

●● 実績と見込み ●●

サービス名	単位		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	見込み量		
						令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療型児童発達支援	人日	計画値	9	9	9	5	5	5
		実績値	0	6	5			
	人	計画値	1	1	1	1	1	1
		実績値	0	1	1			

※「人日」は「月当たりの延べ利用日数」、「人」は「月当たりの利用実人数」を示しています。

(3) 放課後等デイサービス

●● 事業の概要 ●●

就学中の障がいのある児童に、授業の終了後または夏休み等の長期休暇中に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。

●● 実績と見込み ●●

サービス名	単位		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	見込み量		
						令和3年度	令和4年度	令和5年度
放課後等デイサービス	人日	計画値	2,180	2,420	2,660	2,849	3,071	3,293
		実績値	1,955	2,491	2,670			
	人	計画値	218	242	266	334	360	386
		実績値	242	292	313			

※「人日」は「月当たりの延べ利用日数」、「人」は「月当たりの利用実人数」を示しています。

(4) 保育所等訪問支援

●● 事業の概要 ●●

障がい児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所等を訪問し、障がいのある児童や保育所等のスタッフに対し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

●● 実績と見込み ●●

サービス名	単位		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	見込み量		
						令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所等訪問支援	人日	計画値	5	5	5	12	13	13
		実績値	4	9	8			
	人	計画値	5	5	5	8	9	9
		実績値	3	4	8			

※「人日」は「月当たりの延べ利用日数」、「人」は「月当たりの利用実人数」を示しています。

(5) 居宅訪問型児童発達支援

●● 事業の概要 ●●

重度の心身障がい等がある就学前児童であって、児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童に、居宅を訪問し日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

●● 実績と見込み ●●

サービス名	単位		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	見込み量		
						令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅訪問型児童 発達支援	人日	計画値	1	1	1	利用ニーズ [※] の把握に努め、今後のサービス実施を検討します。		
		実績値	0	0	0			
	人	計画値	1	1	1			
		実績値	0	0	0			

※「人日」は「月当たりの延べ利用日数」、「人」は「月当たりの利用実人数」を示しています。

(6) 障がい児相談支援

●● 事業の概要 ●●

障がいのある児童が障がい児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス等）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。

●● 実績と見込み ●●

サービス名	単位		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	見込み量		
						令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい児相談支援	人	計画値	332	380	428	459	495	531
		実績値	352	401	414			

※「人」は「年当たりの計画作成完了人数」を示しています。

5 その他の活動指標

(1) 障がい児支援の提供体制の確保

●● 事業の概要 ●●

医療的ケア[※]を必要とする児童に関して、他分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源[※]の開発等を行いながら、支援のための地域づくりを推進します。また、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所数の充実を図ります。

●● 実績と見込み ●●

サービス名	単位		平成30年度	令和元年度	令和2年度	計画値		
						令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人	計画値	-	-	-	1	1	1
		実績値	0	1	1			
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所数	箇所	計画値	-	-	2	1	1	2
		実績値	1	1	1			

※「人」は、その年度にコーディネーターとして業務にあたる者の配置数を示しています。「箇所」はその年度にサービスを実施する事業所数を示しています。

第7章 計画の推進体制

1 市民・事業者・地域等との協働の推進

障がい者等団体やボランティアグループ、地域組織、教育機関、サービス提供事業者、保健・医療機関、NPO[※]等、様々な団体との協働体制の強化に取り組み、誰もが暮らしやすいまちづくりの一層の推進を図ります。

2 個々の障がい特性にそったきめ細かな相談・支援体制の実施

障がい者等への理解の促進に努め、地域で支えていく基盤づくりや社会参加の促進、安全安心の支援体制等の充実を図っていきます。

3 計画の達成状況の点検及び評価

第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画において示している各施策の実施状況等の主な数値目標については、丸亀市福祉推進委員会等に随時意見を聴きながら定期的に計画の進捗管理を行います。また、国によって示されたPDCAマニュアル等を参照しながら、必要に応じて計画の柔軟な見直しを行うものとします。

関連資料

1 丸亀市福祉推進委員会委員名簿

(丸亀市第3次障がい者基本計画・第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画策定委員会委員)

(敬称略・順不同)

区分	氏名	団体及び役職名	備考
会長	片岡 信之	四国学院大学社会福祉学部社会福祉学科 教授	
副会長	喜多 壽子	丸亀市民生委員児童委員協議会連合会 副会長	
委員	香川 智子	丸亀市福祉ママ会議連合会 副会長	
委員	吉川 恵子	丸亀地区労働組合協議会 書記	
委員	曾根 照正	丸亀市コミュニティ協議会連合会 副会長	令和2年 6月25日まで
	進 和彦		令和2年 6月26日から
委員	福岡 由紀子	丸亀市婦人団体連絡協議会 会長	令和2年 4月29日まで
	鈴木 勝榮		令和2年 4月30日から
委員	畑 修平	丸亀市身体障害者福祉連合協会 副会長	
委員	藤田 登茂子	丸亀市老人クラブ連合会 副会長	
委員	大廣 洋子	財団法人香川県母子寡婦福祉連合会丸亀支部 支部長	令和2年 6月30日まで
	久保田 代里子		令和2年 7月1日から
委員	大井 一栄	社会福祉法人丸亀市社会福祉協議会総務企画課 課長	
委員	上原 恭江	香川県中讃保健福祉事務所保健対策第二課 課長	
委員	中川 俊彦	公募委員	
委員	宮武 博之	公募委員	
特別委員	森本 雄次	丸亀市医師会 理事	
特別委員	石橋 美恵子	香川県ふじみ園(相談支援センター) 課長・ 相談支援専門員	
特別委員	山田 智子	(医)三愛会コミュニティケアセンター指定 相談支援事業所はなぞの 相談支援専門員	
特別委員	鈴木 美里	いのやま福祉会 野の花 相談支援専門員	

委員任期：令和元年7月1日～令和3年6月30日

特別委員任期：令和2年2月1日～令和3年3月31日

2 計画策定経過

年 月	内 容
令和2年 2月20日(木)	令和元年度第1回丸亀市福祉推進委員会(第1回丸亀市第3次障がい者基本計画・第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画策定委員会) ・諮問 ・丸亀市第3次障がい者基本計画・第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の策定について ・市民アンケート調査について
3月26日(木) ～4月13日(月)	丸亀市障がい福祉に関するアンケート調査の実施
5月1日(金) ～5月22日(金)	丸亀市障がい者福祉に関する事業所及び団体アンケート調査の実施
7月22日(水)	令和2年度第1回丸亀市福祉推進委員会(書面審議)(第2回丸亀市第3次障がい者基本計画・第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画策定委員会) ・市民アンケート調査結果について報告
8月27日(木)	令和2年度第3回丸亀市福祉推進委員会(第3回丸亀市第3次障がい者基本計画・第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画策定委員会) ・丸亀市第3次障がい者基本計画・第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画(骨子案)について ・(仮称)「丸亀市手話言語条例」及び「丸亀市障がいのある人の情報保障及びコミュニケーション手段の利用促進に関する条例」について
11月19日(木)	令和2年度第6回丸亀市福祉推進委員会(第4回丸亀市第3次障がい者基本計画・第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画策定委員会) ・丸亀市第3次障がい者基本計画・第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画(素案)について ・(仮称)「丸亀市手話言語条例」及び「丸亀市障がいのある人の情報保障及びコミュニケーション手段の利用促進に関する条例」(案)について
令和3年 1月4日(月) ～2月3日(水)	「丸亀市第3次障がい者基本計画・第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画(案)」についてのパブリックコメントの実施
2月25日(木)	令和2年度第9回丸亀市福祉推進委員会(書面審議)(第5回丸亀市第3次障がい者基本計画・第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画策定委員会) ・パブリックコメント結果報告 ・丸亀市第3次障がい者基本計画・第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画(案)について
3月9日(火)	答申

3 アンケート調査協力事業所・団体

調査区分	対象	件数
事業所アンケート調査	市内病院・障がい福祉サービス事業所等	20 事業所
団体アンケート調査	障がい者団体等	3 団体

4 用語説明

【あ行】

○アウトリーチ

施設や窓口に、支援を必要とする人が訪れるのを待つのではなく、必要とする人のところに直接出向いて支援や事業を届ける手法。

○アクセシビリティ

高齢者や障がい者を含む多くの人々が不自由なく様々な製品やサービス、建物を利用できる度合いを示す言葉。

○意思疎通支援

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある人への支援。手話通訳や要約筆記等を行う人の派遣や、必要な用具の給付等の事業がある。

○一般就労

企業等との間に雇用契約を結び、労働基準法や最低賃金法等の労働関係法のもとで賃金の支払を受ける就労形態。障がい者就労施設等での福祉的就労との対比で使われる。

○医療的ケア

家族等が日常的に行っているたんの吸引や経管栄養等の医療的な生活援助。医師による治療のための医療行為とは区別される。

○インクルーシブ教育システム

インクルーシブとは、「包み込む」という意味で、「包容する」、「包摂する」、「包含する」などと訳されている。1980年代以降、アメリカの障がい児教育で注目された考え方で、一人ひとりの児童の個別的なニーズに対し、集団から排除せず、教育の場で包み込むような援助を保障することを示している。インクルーシブ教育システムとは、障がいの有無に関係なく、すべての子どもが地域の学校で必要な援助を提供されながら教育を受ける仕組み。

○NPO

Nonprofit Organization の略であり、民間非営利組織(団体)と訳される。医療・福祉、環境、文化・芸術、スポーツ、まちづくり、国際協力等、様々な分野で営利を目的としない活動を行う民間の団体。

【か行】

○基幹相談支援センター

地域の相談支援の拠点として、専門職員を配置し、総合的な相談業務を行うとともに、地域の実情に応じて、相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を行う機関。

○グループホーム

障がいのある人などが、世話人等による相談や日常生活上の支援を受けながら、少人数で共同生活を行う住居。

○健康診査

医師による各種の検査によって疾病の早期発見を目的とする医学上の行為。

○権利擁護

自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障がいのある人のニーズ表明を支援し代弁すること。

○高次脳機能障がい

頭部外傷、脳血管障がい等による脳の損傷の後遺症として、記憶障がい、注意障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がいなどの認知障がいが生じ、これに起因して、日常生活・社会生活への適応が困難になる障がい。

○合理的配慮

障がい者が日常生活や社会生活を送るうえで妨げとなる社会的障壁を取り除くために、過度の負担にならない範囲で状況に応じて行われる配慮や調整のこと。

【さ行】

○児童発達支援センター

専門機能を活かし、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児をあずかる施設への援助・助言をあわせて行う地域の中核的な療育支援施設。

○社会的障壁

障害者基本法第2条2において、「障がいがある者にとって日常生活または社会生活を営むうえで障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」と定義している。

○社会福祉協議会

福祉のニーズをもつ人々をはじめとする住民の福祉向上を図るために必要な福祉活動を自主的に進める民間団体であり、社会福祉法に基づき、全国・都道府県・区市町村のそれぞれに組織されている。住民や、福祉施設、福祉団体、福祉にかかわる行政、ボランティア・市民団体、企業など、公私の福祉関係者が広く参集し、ノーマライゼーションの理念に基づく権利としての福祉の実現をめざして、地域における総合的な福祉の推進を図るためにその活動を展開している。

○手話通訳者

言語・聴覚障がいのある人のために手話通訳を行う人で、都道府県、指定都市及び中核市が実施する手話通訳者養成研修事業において「手話通訳者」として登録された人。

○障害者基本法

障がい者に関する法律や制度についての国の基本的な考え方を示した法律。障害者権利条約の批准に向け、平成 23 年に大きく改正され、障がい者の定義を心身の機能のみではなく、社会的な障壁により制限を受けるものとするいわゆる「社会モデル」の考え方を導入したり、障がいの有無によって分け隔てられることなく共生する社会の実現をめざすための基本原則を示すなど、国際的に共有される理念を踏まえたものとなった。

○障がい者週間

従来、国際障がい者年を記念し、障がい者問題について国民の理解と認識をさらに深め、障がい者福祉の増進を図るため 12 月 9 日を「障がい者の日」として定めていたが、平成 16 年の「障害者基本法」改正により毎年 12 月 3 日から 9 日までの 1 週間が「障がい者週間」と定められた。

○障害者総合支援法

地域社会における共生の実現に向けて、障がい福祉サービスの充実等、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、「障害者自立支援法」（平成 17 年法律第 123 号）の一部が改正され、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（通称「障害者総合支援法」）に改題されたもの。施行日は平成 25 年 4 月 1 日。

○障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）

平成 18 年 12 月、国連総会において採択された条約で、障がい者の固有の尊厳、個人の自律及び自立、差別されないこと、社会への参加等を一般原則として規定し、障がい者に保障されるべき個々の人権及び基本的自由について定め、この人権及び基本的自由を確保し促進するための措置を締約国がとることなどを定めている。日本は平成 26 年に批准。

○自立支援医療

心身の障がいの状態の除去・軽減を図り、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度で、育成医療、更生医療、精神通院医療で構成されている。

○人権週間

世界人権宣言の趣旨と重要性を広く国民に訴えかけるとともに人権尊重思想の普及高揚を図るための週間。昭和23年12月10日の国際連合第3回総会において世界人権宣言が採択されたことを記念して、昭和24年に法務省と全国人権擁護委員連合会が12月10日を最終日とする1週間(12月4日-12月10日)を人権週間と定めた。

○身体障害者手帳

身体障害者福祉法に基づき、障がいの種類や程度により交付される手帳。障がいの程度は1級から6級までである。障がいの種類は視覚障がい、聴覚・平衡機能障がい、音声・言語・そしゃく機能障がい、肢体不自由、心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸・免疫機能障がいがある。身体障がいのある人を対象にしたサービスや制度を利用する際にはこの手帳を必要とする場合がある。

○精神障害者保健福祉手帳

精神保健福祉法に基づき交付される手帳。障がいの程度は1級から3級までである。精神障がいのある人を対象にしたサービスや制度を利用する際にはこの手帳を必要とする場合がある。

○成年後見制度

判断能力が不十分で意思決定が困難な認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等に対してその判断能力を補うため、平成12年度に開始された制度。家庭裁判所により選任された後見人等が本人の意思を尊重し、法律行為の同意や代行などを行う。

○相談支援専門員

障がいのある人やその家族等からの日常生活全般に関する相談業務、計画相談支援や障がい児相談支援等の提供にあたる相談支援従事者。

【た行】

○地域資源

地域において生活するうえで、ニーズを充足したり、問題を解決するために活用することのできる、各種の制度・施設・機関・設備・資金・物質・法律・情報・集団・個人の有する知識や技術等の総称。

○地域自立支援協議会

市町村が相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として設置するもの。

○地域生活支援事業

「障害者総合支援法」に基づく事業で、介護給付や訓練等給付などによるサービスとは別に、地域での生活を支えるために、都道府県及び市町村が主体となって取り組む様々な事業の総称。

○地域生活への移行

入所施設で生活する障がい者や、治療の必要が乏しいにもかかわらず病院に長期入院している障がい者が、自らの意思で、暮らしたいと望む地域に生活の場を移し、地域社会の一員として自分らしい暮らしを実現すること。

○地域包括ケアシステム

誰もが、住み慣れた地域で自分らしく生活できるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供されるシステム。

○特別支援学級

学校教育法に基づき知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、自閉症・情緒障がいなどの障がいのある児童生徒のために、そのニーズに応じた教育を行うことを目的に置かれた学級。

○特別支援学校

学校教育法に基づき視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者、病弱者・身体虚弱者に対して幼稚園・小学校・中学校・高等学校に準ずる教育を行うとともに障がいによる学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的に設置される学校。小・中学校等に対する支援などを行う地域の特別支援教育のセンター的機能を有する。従来の盲・ろう・養護学校といった障がい種別を超えた学校制度。

○特別支援教育

学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）、高機能自閉症等を含め、障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うこと。

○特別支援教育コーディネーター

支援を必要とする児童生徒の教育について、学校内の関係者や関係機関との連絡・調整及び保護者に対する学校の窓口としての専門的な役割を担う職員。

【な行】

○難病

医学的に明確に定義された名称ではなく、治療が困難で慢性の経過をたどる疾病。「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づく医療費助成制度の対象となる難病を「指定難病」という（令和元年7月1日時点で333疾病）。

○ニーズ

一般的には、生存や幸福、充足を求める身体的・精神的・経済的・文化的・社会的な要求という意味で、欲求、必要、要求などと訳される。社会福祉の領域においては、社会生活を営むのに必要な基本的要件の充足ができていない場合に発生する。

○ノーマライゼーション

障がい者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方。

【は行】

○発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）その他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するもの。

○バリアフリー

高齢者、障がい者の生活の妨げとなるバリア（障壁）を改善し、両者が自由に活動できる生活空間のあり方。

○ピアサポート

障がいのある人同士や、障がい児の保護者同士など、支援を受ける人と同じ立場にある人が、自らの体験に基づき、相談に応じたり、社会参加や地域での交流・問題の解決などを支援する活動。

○福祉協力員

高齢者等の見守り・声かけ活動や地域住民への情報提供等を行う地域のボランティアで、丸亀市長から委嘱され、民生委員等と連携しながら活動する。

○福祉的就労

一般就労が困難な障がい者が、各種の就労のための訓練施設や作業所で職業訓練などを受けながら作業を行うこと。

○福祉避難所

一般の避難所での生活が困難で、特別な配慮を要する障がいのある人や高齢者などの災害時要援護者を受け入れる避難所のこと。

○福祉ママ

丸亀市独自の制度であり、丸亀市社会福祉協議会会長から委嘱された福祉ボランティア組織。

○物品調達方針

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（通称「障害者優先調達推進法」）」（平成 25 年 4 月 1 日施行）に基づき、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため、国や地方公共団体などの公的機関は毎年度、物品等の調達方針を策定することが義務付けられた。

○ペアレントトレーニング

発達障がいのある子どもの保護者等を対象として、子どもとのより良いかかわり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、子どもの発達促進や行動改善を目的としたプログラム。

○法定雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に定められている官公庁や事業所が雇用すべく義務づけられた障がい者雇用の割合。民間企業の法定雇用率は、平成 30 年 4 月 1 日より、常用労働者の総数の 2.2%となっている。

【ま行】

○民生委員・児童委員

民生委員は、「民生委員法」に基づいて市町村の区域に設置され、市町村議会議員の選挙権を有する者の中から適任と認められる者が、市町村・県の推薦により厚生労働大臣から委嘱される。任期は3年で、職務は①地域住民の生活実態の把握、②援助を必要とする者への相談・助言、③社会福祉施設への連絡と協力、④行政機関への業務の協力などである。また、「児童福祉法」による児童委員も兼ねている。

【や行】

○ユニバーサルデザイン

障がい者や高齢者等のための調整をしなくても、可能な限りすべての人が利用しやすい製品、サービス、環境などになるよう、当初から普遍的な機能を組み込んでおくという考え方のこと。

【ら行】

○ライフステージ

人生の各段階。乳幼児期・就学期・成人期・高齢期等に分けられる。

○リハビリテーション

運動障がいの機能回復訓練を行い、環境に適応させるだけでなく、障がい者の「全人的復権」を目的とし、人生そのものを含む生活の質（QOL）の向上や、社会統合を実現するためのあらゆる手段のこと。

○療育

障がいのある児童及びその家族、障がいに関し心配のある人などを対象として、障がいの早期発見・早期支援または訓練などによる障がいの軽減や基礎的な生活能力の向上を図るため、相談、指導、診断、検査、訓練等の支援を行うこと。

○療育手帳

知的障がいがあると判断された人に対し交付される手帳。知的障がいのある人を対象にしたサービスや制度を利用する際にはこの手帳を必要とする場合がある。

丸亀市第3次障がい者基本計画・第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画

令和3年3月

丸亀市健康福祉部福祉課

〒763-8501 丸亀市大手町二丁目4番21号

TEL : 0877-24-8805 FAX : 0877-24-8861

丸亀市ホームページ : <https://www.city.marugame.lg.jp/>
